

令和 6 年度(令和 5 年度実施分)

第四次取手市男女共同参画計画
年次報告書

取 手 市

令和6年度(令和5年度実施分)

第四次取手市男女共同参画計画年次報告書について

1 作成の趣旨

この報告書は、「取手市男女共同参画推進条例(平成17年1月4日施行)」第14条に基づき、取手市男女共同参画計画の施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、公表するものです。

市民及び事業者のみなさんと情報を共有し、一体となって取り組み、さらなる改善につなげます。

2 本報告書の構成

第1部 男女共同参画社会の実現にむけた推進状況

第四次取手市男女共同参画計画に掲げる3つの基本目標及び9つの主要課題ごとに、各事業の評価をまとめました。

また、3つの基本目標ごとの主な数値目標に対する取組をまとめました。

第2部 施策の実行状況

取手市の男女共同参画社会の実現に向けた施策の実行状況を明らかにするために、個別事業ごとの令和5年度の実績と評価、今後の方向性を明らかにしました。

評価と今後の方向性については、各々事業担当課が検討を行いました。

その後、進捗状況が芳しくない施策を所管する事業担当課に対し、施策実施を阻害する要因とその解決策に関する追加調査を実施し、目標達成にむけた課題の認識と意識啓発を行いました。

第3部 施策の数値目標項目の推進状況

令和5年度の実績と評価をより明確にするため、各基本目標ごとに数値目標の進捗状況を把握しました。数値目標の達成率が芳しくないものについては事業担当課に要因を確認し、改善を促しました。

目 次

第1部 男女共同参画社会の実現にむけた推進状況

1 計画の体系	4
2 基本目標及び主要課題ごとの各事業評価のまとめ	6
3 基本目標の達成状況	7
基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり	7
基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	8
基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	9

第2部 施策の実行状況

基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり	
主要課題 1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	11
主要課題 2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備	16
主要課題 3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	21
基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	
主要課題 4 あらゆる暴力をゆるさない社会づくり	24
主要課題 5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った 主要課題 5 支援	27
主要課題 6 生涯にわたる健康の支援	33
主要課題 7 男女共同参画の視点に立った防災対策	35
基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	
主要課題 8 男女共同参画の視点に立った意識改革	37
主要課題 9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	40

第3部 施策の数値目標項目の推進状況

数値目標の達成状況	44
-----------	----

資料

取手市男女共同参画に関する市民意識調査結果(抜粋)	46
取手市男女共同参画推進条例・施行規則	58
取手市男女共同参画苦情処理体制フロー図	68

第1部

男女共同参画社会の実現にむけた推進状況

1 計画の体系

基本目標	主要課題	施策の方向性
<p>1 誰もが輝き活躍できる社会づくり 【女性活躍推進法の推進計画】</p>	<p>1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大</p> <p style="text-align: right;">重点</p>	<p>(1)各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大</p> <p>(2)市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進</p>
	 	<p>(3)企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進</p>
	<p>2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備</p>	<p>(4)ワークライフバランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現</p> <p style="text-align: right;">重点</p>
	  	<p>(5)子育て・介護支援体制の整備・充実</p>
	<p>3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進</p>	<p>(6)家庭生活における男女共同参画の推進</p>
		<p>(7)地域社会における男女共同参画の推進</p>
	 	<p>(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進</p> <p style="text-align: right;">重点</p>

基本目標	主要課題	施策の方向性
2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	4 あらゆる暴力を許さない社会づくり (取手市DV対策基本計画含む) 	(9)配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援 【取手市DV対策基本計画】
	 	(10)安心して相談できる体制の充実 【取手市DV対策基本計画】
	5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援	(11)あらゆる暴力やハラスメントの防止
	 	(12)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々が安心して生活できる環境の整備
	 	(13)高齢者が安心して暮らせる環境の整備
	6 生涯にわたる健康の支援	(14)障害のある人々の自立した生活に対する支援
	 	(15)外国人住民が安心して暮らせる環境の整備
3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	7 男女共同参画の視点に立った防災対策	(16)多様な性のあり方や多様な生き方を認め合う社会づくり
		(17)性差やライフステージに応じた健康の保持増進支援
	8 男女共同参画の視点に立った意識改革	(18)妊娠・出産などに対する健康支援、理解促進
	  	(19)災害対策への男女共同参画の視点強化
	9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	(20)防災施策・方針決定過程、防災現場における女性の参画拡大
 	(21)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 (22)人権尊重意識の啓発 (23)国際社会の取り組みへの理解と協力 (24)子どもの頃からの男女共同参画の理解と意識啓発  (25)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	

2 基本目標及び主要課題ごとの各事業評価のまとめ

(実施状況) 達成度	A	実施済みで十分に成果を上げている
	B	実施済みで成果を上げている
	C	実施済みであるがあまり効果が上がっていない
	D	未着手もしくは実施が困難な状況にある
	－	評価不能 コロナ禍で事業が「すべて」中止

※達成度（実施状況）は、担当課の自己評価によるもの

基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり		A	B	C	D	－	計
1	政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大	11	9	0	0	0	20
2	持続可能で多様な働き方のための環境の整備	11	14	0	0	0	25
3	家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進	13	5	0	0	0	18
合計		35	28	0	0	0	63

(参考) 前年度合計 34 28 0 0 1 63

基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり		A	B	C	D	－	計
4	あらゆる暴力をゆるさない社会づくり	22	3	0	0	0	25
5	様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援	24	7	0	0	0	31
6	生涯にわたる健康の支援	10	1	0	0	0	11
7	男女共同参画の視点に立った防災対策	5	3	0	0	1	9
合計		61	14	0	0	1	76

(参考) 前年度合計 58 16 1 0 1 76

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備		A	B	C	D	－	計
8	男女共同参画の視点に立った意識改革	14	2	0	0	0	16
9	男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	16	1	0	0	0	17
合計		30	3	0	0	0	33

(参考) 前年度合計 26 7 0 0 0 33

基本目標1～3	A	B	C	D	－	計
総合計	126	45	0	0	1	172
(参考) 前年度	118	51	1	0	2	172

割合 (%)	73.26	26.16	0	0	0.58	100
(参考) 前年度	68.61	29.65	0.58	0	1.16	100

3 基本目標の達成状況

基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり



- 政策・方針決定過程への参画など、性別に関わりなく誰もがあらゆる分野において参画し活躍することができる社会となるよう、男女共同参画の促進に努めていきます。
- 働く意欲のある人が、性別に関わりなくその能力を十分に発揮できるよう、雇用や就業環境における男女共同参画を推進します。また仕事と生活の両立ができるよう、子育て・介護支援体制等の整備・充実やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の考え方の定着を図ります。
- 誰もが協力して家事や育児、介護、地域活動を行えるよう、性別による固定的役割意識を見直すとともに、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進します。また身近な暮らしの場である「地域」が抱える問題解決のため、性別に関わりなく誰もが協力して担い手となれるような取り組みを推進し、地域の活性化につなげます。

【実施概要】(主な数値目標に対する取り組み)

主な指標1	R2	R4	R5	R8 目標値	担当課、根拠等
市の各種審議会等における女性委員の割合	29.5%	32.9%	28.8%	35.0%以上	市民協働課 ※参考 R6…28.3%

内閣府調査(審議会)及び市独自調査(要綱等に基づく協議会等)として市内へ女性委員の割合に関する状況調査を行った。前年度までの女性委員の参画状況及び女性委員不在の審議会の解消を依頼するとともに、審議会等の委員改選の際には次の配慮を行うよう周知した。①公募の活用 ②充て職による委員の固定化の見直し ③市民が参加する審議会等における開催方法の配慮(誰もが参加しやすい曜日・時間帯・オンライン)

今後も引き続き、意識の啓発を図る。また、「取手市男女共同参画市内推進会議」においても、男女の比率に留意してもらえよう、引き続き委員(各部長級)に協力を依頼していく。

事業番号1 評価 B【市民協働課】

主な指標2	R2	R4	R5	R8 目標値	担当課、根拠等
市の管理職のうち、女性職員の割合	13.4%	14.0%	8.3%	25.0%	人事課 特定事業主行動計画 R7 目標値より

市の管理職のうち、女性委員の割合について、人材育成を踏まえた人事評価研修や管理職研修を実施するとともに、係長職への推薦制度を活用することにより、女性職員の昇進や職域拡大に向けた取り組みを強化した。また、茨城県自治研修所が実施する女性職員キャリアデザイン講座に研修生を派遣し、長期的視野でキャリアデザインを構築できる女性職員の養成に努めた。今後も継続して実施していく。

事業番号3 評価 B【人事課】

基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり



- 男女間の暴力のみならず、あらゆる暴力やハラスメントを許さない社会づくりのための取り組みを進めます。
- 生活上の様々な困難に陥りやすい状況におかれている人々(ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人等)が、安心して地域で暮らし続けることができるようにするため、男女共同参画の視点に立った支援を行います。
- 生涯を通じた健康支援とライフステージに応じた健康づくりに関する知識の習得を図れるよう取り組みます。

【実施概要】(主な数値目標に対する取り組み)

主な指標 1	R2	R4	R5	R8 目標値	担当課、根拠等
高等職業訓練促進給付金等事業受給者数	5人/年	3人/年	6人/年 新規4,継続2	9人/年	子育て支援課

市ホームページで情報発信を行っているほか、児童扶養手当の手続き時に茨城県が作成した「ひとり親家庭のみなさんへ」をお渡しし、説明を行っている。これにより、4名の申請があり資格取得に向け学校へ入学した。引き続き、広報活動を行うとともに、必要な方が利用できるように該当される方が来庁された場合には、丁寧にご案内をする。

事業番号 71 評価 A【子育て支援課】

主な指標 2	R2	R4	R5	R8 目標値	担当課、根拠等
女性の防災士資格取得人数	累計4人	2人 (累計6人)	0人 (累計6人)	10人	安全安心対策課

令和5年度は、女性の防災士資格取得者への補助金交付実績は無かったが、防災士資格の取得にかかるいばらき防災大学の募集案内について、各自主防災会長へ通知する際に女性の方の積極的な受講を促進した。今後も、女性による防災士資格の取得促進に向けた啓発を行っていく。

事業番号116 評価 B【安全安心対策課】

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備



- 前計画まではあらゆる人が男女共同参画の必要性について認識できるよう、意識づくりを行ってきましたが、今計画では、さらなる男女共同参画社会の実現のため、人々の男女共同参画に関する意識改革を推進します。いまだに人々の意識に根強く残る性別による固定的役割分担意識の解消に向け、家庭、地域、学校、職場など多くの場を通じて、広報活動や学習機会の提供などに積極的に取り組んでいきます。また、一人ひとりの人権が尊重され、多文化共生など多様な生き方を認め合う社会を目指した政策を推進します。
- 個人の生き方や考え方が多様化する中、男女共同参画社会を実現するために子どもの頃からの男女共同参画意識を育む教育と、ライフステージに応じて誰もが多様な生き方を選択することができるような学習機会の提供を推進します。

【実施概要】(主な数値目標に対する取り組み)

主な指標 1	R2	R4	R5	R8 目標値	担当課、根拠等
人権教室への参加者数	686名 ※R1 実績	0名	149名	720名	市民協働課

令和5年度は夏休み子どもクラブを対象に「人権教室」を実施し、全4回のべ149名の参加があった。また、人権の花運動については、子どもたちが協力して花を育てることを通じて、「命の大切さ」「相手への思いやり」の心を育む活動を行った。引き続き、人権擁護委員と協力し啓発活動を行う。

事業番号126 評価 A【市民協働課】

主な指標 2	R2	R4	R5	R8 目標値	担当課、根拠等
職場体験学習や外部人材を招いたキャリア教育を実施している公立学校数	小学校 9校 中学校 6校 ※R1 現況値	小学校 3校 中学校 5校	小学校 4校 中学校 6校	小学校 14校 中学校 6校	指導課

新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことで、学校や地域における体験学習が実施できるようになり、児童・生徒一人ひとりの能力や職業観を醸成することができた。今後も体験学習の充実を図り、児童・生徒一人ひとりの能力や適性を重視した職業観の醸成やキャリア形成支援を図っていく。

事業番号143 評価 A【指導課】

第2部 施策の実行状況

基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり

●主要課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

施策の方向性 (1)各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
市の各種審議会等への女性登用の促進・登用率の向上	市の各種審議会等への女性の積極的な登用を促進します。特に女性委員のいない審議会等をなくすことを目指し、女性の参画拡大を図ります。	1	市民協働課	内閣府調査(審議会)及び市独自調査(要綱等に基づく協議会等)として市内へ女性委員の割合に関する状況調査を行った。前年度までの女性委員の参画状況及び女性委員不在の審議会の解消を依頼するとともに、審議会等の委員改選の際には以下の配慮を行うよう周知した。 ①公募の活用 ②職務指定(充て職)による委員の固定化の見直し ③市民が参加する審議会等における開催方法の配慮(誰もが参加しやすい曜日・時間帯・オンライン)	B	引き続き、意識の啓発を図る。また、「取手市男女共同参画市内推進会議」においても、男女の比率に留意してもらえるよう、引き続き委員(各部長級)に協力を依頼していく。
	市の各種審議会等への女性の参画状況を定期的に調査し、結果を公表することで、市職員や市民の意識の啓発を図ります。	2	市民協働課	内閣府実施調査(6月)及び市独自調査(要綱等に基づく協議会等)として市内へ女性委員の割合に関する状況調査を行った。結果は、ホームページの「第四次取手市男女共同参画計画 年次報告書(令和4年度実績)」内で公表した。また、令和5年版「統計とりで」に「審議会委員の女性割合」を掲載した。	A	引き続き、情報の提供を行い、意識の啓発を図る。

施策の方向性 (2)市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
管理職への女性の積極的登用	人事評価制度に基づき、能力や適性を性別にとらわれず公正に評価した上で、女性職員の管理職への積極的な登用に取り組みます。	3	人事課	人材育成を踏まえた人事評価研修や管理職研修を実施するとともに、係長職への推薦制度を活用することにより、女性職員の昇進や職域拡大に向けた取り組みを強化した。また、茨城県自治研修所が実施する女性職員キャリアデザイン講座に研修生を派遣し、長期的視野でキャリアデザインを構築できる女性職員の養成に努めた。	B	今後も継続して実施していく。
女性活躍推進に向けた体制の構築	管理職としての能力開発に向けた育成体制を充実させるための管理職研修や仕事と家庭の両立支援講座などへ女性職員が多く参加できるよう、保育所等の女性職員が多い職場の女性職員が受講しやすい時間帯に研修を設定するなど工夫をします。 また、女性管理職向けや女性活躍推進に関する研修についての情報を市民協働課と共有し、女性職員に受講を積極的に働きかけます。	4	人事課	県ダイバーシティ推進センターによる出前講座を利用するとともに、市民協働課と共催で管理職員等を対象とした「イクボスセミナー」を実施した。「イクボスセミナー」については、実際に育児休業を取得した職員を招いて体験談を語ってもらうなど、研修内容の充実にも努めた。	B	今後も継続して実施していく。
	女性職員を対象とした県主催の「キャリアデザイン講座」に職員を派遣し、女性職員が長期的な視野でキャリアデザインを描けるよう、意欲の向上を図ります。	5	人事課	女性職員のキャリアデザインをテーマとした研修へ職員を派遣した。	B	各職員の研修の受講状況等を精査しながら実施していく。
	メンター制度(先輩職員による若手職員の育成支援制度)を活用し、女性職員独自の悩みなどに対し、先輩女性職員がサポートできる体制を充実させていきます。	6	人事課	メンター制度の利用実績はなかったが、メンターの育成をテーマとした研修へ職員を派遣した。	B	メンター制度については若手職員の意向も踏まえながら制度の再開を検討していく。
	男女共同参画に関する情報を定期的に提供し、職員の意識啓発を図ります。	7	市民協働課	庁内グループウェアを通じ、職員向けに以下の情報を発信した。 ・窓口における多様性への配慮(お客様への呼び掛け方法) ・育児休業制度の理解度調査(制度の周知を兼ねたアンケート)	A	引き続き定期的に情報を発信し、意識啓発を図る。

施策の方向性 (3)企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
企業への意識啓発の推進・女性活躍の支援	男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業や、女性管理職が活躍する企業をホームページや男女共同参画情報紙「風」などで紹介し、企業における女性活躍推進の意識高揚を図ります。また、企業への男女共同参画視点での防災対策の啓発などを通じ、物事を決める場面における女性意見の組み込みの重要性や女性参画を推進します。	8	市民協働課	企業の女性活躍推進につながる情報について市で独自発信ができなかった。 (茨城県主催の女性管理職等ロールモデル情報発信事業に市内の企業の女性管理職を令和元年度に推薦していたが、引き続き県内配布の情報誌やリーフレット、県ホームページに事例として紹介された。)	B	関係課と連携し、市内企業で活躍する女性や、働きやすい職場環境づくりに取り組む企業を取り上げ、ホームページ等で発信するなど、意識啓発を推進していく。
	人材育成や、働く女性に関する法令・情報等を企業に提供し、女性の登用や活躍促進を支援します。	9	産業振興課	パンフレットを庁内に配置した。 また、取手市商工会へパンフレットの配布を依頼した。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレットの配布を依頼。
			市民協働課	ホームページに掲載している「事業所向け」男女共同参画情報をより効果的に発信するため、掲載内容及び箇所の見直しを行った。 <掲載記事> ・「えるぼし認定」と「両立支援等助成金」のご案内 ・中小企業のための「イクボス」ガイドブックをご利用ください ・「いばらきダイバーシティ宣言」企業・事業所・団体募集中 <掲載箇所> ・(見直し前)市政情報 > 事業所向け男女共同参画情報 ・(見直し後)事業者向け > 「商工業・農業」のお知らせ	A	関係課と連携し、女性の登用や活躍促進につながる情報をホームページ等で発信していく。
	女性活躍を推進するため、一定規模以上の従業員を持つ企業に国が策定・周知等を義務づけている「一般事業主行動計画」について、国や県からの最新の制度情報や策定のための講習会・相談会情報等を企業に提供し、計画の策定を支援します。	10	市民協働課	ホームページに掲載している「事業所向け」男女共同参画情報をより効果的に発信するため、掲載内容及び箇所の見直しを行った。 <掲載記事> ・「えるぼし認定」と「両立支援等助成金」のご案内 ・中小企業のための「イクボス」ガイドブックをご利用ください ・「いばらきダイバーシティ宣言」企業・事業所・団体募集中 <掲載箇所> ・(見直し前)市政情報 > 事業所向け男女共同参画情報 ・(見直し後)事業者向け > 「商工業・農業」のお知らせ	A	関係課と連携し、国や県からの最新の制度情報や策定のための講習会・相談会情報等を企業に提供し、計画の策定を支援する。
			産業振興課	パンフレットを庁内に配置した。 また、取手市商工会へパンフレットの配布を依頼した。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレットの配布を依頼。

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
各種団体等における女性の参画促進	男女共同参画に積極的に取り組んでいるボランティア・NPO団体や、女性メンバーが活躍する各種団体等をホームページや男女共同参画紙「風」などで紹介し、市民活動における女性活躍推進の意識高揚を図ります。	11	市民協働課	市内の女性団体が作成した「取手市男女共同参画推進条例」子ども向けパンフレット(イラスト入りでわかりやすく解説したものを)ホームページに公開し周知するとともに、教育委員会を通じ、市内小中学校へも同団体のパンフレットを活用した「出前講座」を周知するなど、関心を持ってもらうきっかけづくりを行った。 また、同団体などに所属する市民を中心に組織された実行委員会へ男女共同参画イベント「女(ひと)と男(ひと)ともに輝くとりでの集い」を事業委託し、11月に実施。イベントを通じ意識高揚を図ることができた。なお、周知方法について、男女共同参画情報紙「風」や、市立小中学生の子をもつ保護者向けにスマホアプリなどを通じて効果的に発信した。	A	引き続き市内の女性団体等と連携し、市民活動への女性参画を促進する。
	ボランティア活動に取り組む人材を育成するための講座などを実施し、女性だけでなく、老若男女の市民活動への積極的な参加向上に努めます。	12	市民協働課	ボランティア人材を募集したい団体とボランティアに参加したい人を結びつけ、ボランティア活動体験ができる「市民活動・ボランティア体験マッチングプログラム2023」を市社会福祉協議会と共催した。 ・参加団体:13団体(登録:全15団体) ・参加人数:63名(内訳:一般7・大学1・高校47・中学8) ・延べ開催数 33回 ・延べ参加人数 120人(重複参加者有)	A	令和6年度も老若男女の市民活動への参加向上のため、ボランティア体験・マッチングプログラムを開催する。
			社会福祉課 (社会福祉協議会)	昨年6月の大雨災害では災害ボランティアセンターを開設し、地域の方々と協働型の災害ボランティアセンターの運営にあたり被災者支援に務めた。 地域福祉の担い手の育成としては、理解者を広げるため学校での福祉教育活動の拡大を図った。	A	引き続きボランティア活動のすそ野を広げ、誰もが地域福祉活動に参加できる仕組みづくりを進める。
自治会等における女性の参画促進	男女共同参画に積極的に取り組んでいる自治会等や、女性メンバーが活躍する自治会等をホームページや男女共同参画紙「風」などで紹介し、地域活動における女性活躍推進の意識高揚を図ります。	13	市民協働課	市男女共同参画情報紙「風」51号(令和5年11月1日発行)において、女性が会長を務める市内小学校のPTA改革を特集。同じく「風」52号(令和6年3月1日発行)において、女性が会長を務める市内双葉自治会における災害対応を特集。 情報紙やホームページ等を通じ、広く市民に対し男女共同参画の啓発を図った。	A	引き続き、効果的な周知啓発に努め、男女共同参画の啓発を図っていく。
	各地区と行政のパイプ役である市政協力員を対象に、男女が共に地域活動に参加することの意義について理解を深められるよう、研修などの機会を通じて意識啓発を図ります。	14	市民協働課	市政協力員会議および安全安心対策課所管の自主防災会会議において、男女共同参画視点での防災リーフレット「男女が共に支え助け合う地域防災体制づくりに向けて」を配布し啓発した。また、当該リーフレットの完成版パンフレット「男女共同参画の視点でみる地域防災」を作成し、ホームページ上で広く市民へ周知を行った。	A	引き続き、関係各課と連携しながら、男女共同参画視点での地域活動の重要性について意識啓発を図っていく。また、令和6年度はホームページの「電子回覧板」にも掲載し広く周知を図る。

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
男女共同参画のための女性リーダーの養成	女性団体等の人材育成や指導者の養成を引き続き支援していきます。	15	市民協働課	他機関の女性リーダー養成講座開催チラシを公共施設窓口に設置したほか、市内の女性団体への周知等を行った。	B	引き続き実施していく。
	女性団体のネットワークづくりを推進し、市の男女共同参画事業を通じ、交流機会を充実させていきます。	16	市民協働課	市内の女性団体などに所属する市民を中心に組織された実行委員会へ男女共同参画イベント「女(ひと)と男(ひと)ともに輝くとりでの集い」を事業委託し、11月に実施。イベントを通じネットワークづくりを推進することができた。	A	引き続き実施していく。
市議会における男女共同参画の推進	政治分野へ女性が参画しやすくなるよう、議員活動と家庭生活との両立支援のための体制整備を図ります(議会の欠席事由に出生、育児、介護、看護等を明文規定。育児や授乳できるスペースの確保等)。また、議員就任時にハラスメント防止研修を実施し、議員としての男女共同参画意識の啓発に努めます。これに加え、これから社会に出ていく子どもたちが議会・議員活動に対する関心を深められる取り組みを進めていきます(子どもが傍聴席に入れるように制度改正。中学生と議員との協働事業の実施)。	17	議会事務局	取手市議会会議規則において、出生、育児、看護、介護、配偶者の出生補助を議会の欠席事由として認めているほか、令和5年6月には、オンライン会議システムを活用した一般質問が上記事由によりできるよう改正を行った。また、法令改正ではなく市議会例規の改正により対応可能である委員会(常任委員会等)については、議会例規を改正した上でオンラインによる出席を認めており、出生・育児期の環境との調和の取組も併せて進めている。 平成30年から子どもも傍聴席に入れるよう制度を改正しており、プレイマットや乳幼児対応の補助便座を議会棟内に設置し、傍聴者も含め乳幼児にも配慮した環境整備に取り組んでいる。令和6年2月には、改選後の議員全員を対象とした研修会の中で、ハラスメントについて説明する時間を設け、男女共同参画意識の啓発を行った。	A	今後も継続して実施していく。

●主要課題2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

施策の方向性 (4)ワーク・ライフ・バランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
市民・事業所へのワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	ワーク・ライフ・バランスについて、市広報やホームページなどを活用し、市民への意識啓発を図るとともに、市民一人ひとりがライフステージの各段階に応じて多様な働き方の選択ができるよう情報提供を行います。	18	市民協働課	ホームページに「ワーク・ライフ・バランス」の解説や、実現に向けた国や市の取り組みについて掲載し、内閣府や厚生労働省の関連ホームページも紹介するなど市民への情報提供を行った。	B	引き続き実施していく。ホームページのみだけでなく、イベントや男女共同参画情報紙「風」などの媒体を通じて市民に意識啓発を行えるように進めていく。
	関係機関と連携し、市内事業所へのワーク・ライフ・バランスの意識啓発に努め、事業所の積極的な取り組みを促進します。各事業所において、長時間労働の是正や育児・介護休業取得向上等の両立支援の取り組みが促進するような情報提供や啓発を実施します。	19	産業振興課	パンフレットを庁内に配置した。また、取手市商工会へパンフレットの配布を依頼した。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレットの配布を依頼。
			市民協働課	ホームページの男女共同参画情報を一般市民向けと事業所向けの情報を分けて掲載するなど、情報提供と意識啓発を行った。	B	引き続き、より効果的な情報発信に努めていく。
市職員へのワーク・ライフ・バランスの実践に向けた取り組み	市職員自らがワーク・ライフ・バランスを実践できるよう、研修等を通じて意識啓発を行います。	20	市民協働課	県ダイバーシティ推進センター「ぼらりす」の出前講座「未来を変える『はじめの一步』子育て世代の暮らし方見直しワークショップ」を利用し、未就学児の子を持つ若手職員向けの「ライフプランセミナー」を実施した。(人事課と共催) 参加した職員からのアンケートでは、「(自分の)部下等が制度を活用するには背中を押したい」との声が多く聞かれた。	A	引き続き、研修等を通じて職員向け意識啓発を実施していく。
			人事課	共済組合や職員互助会を活用し、ライフプランに関する研修や各種クラブ活動助成等を実施した。	B	今後も継続して実施していく。
	特定事業主行動計画に基づき、各種休暇・休業制度、育児・介護休暇制度が男女ともに偏りなく活用できるよう、仕事と家庭生活との両立を支援します。	21	人事課	庶務担当者研修会の資料の配信等を通して、管理職を含む全職員に各種制度の周知を図り、対象職員へは個別に詳細な説明を行った。	B	今後も継続して実施していく。

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
男女が対等なパートナーとして働く職場環境づくり	男女雇用機会均等法、労働基準法などの関係法令や、各種助成金・補助金などの制度についての情報提供や周知を図ります。	22	産業振興課	パンフレットを庁内に配置した。 また、取手市商工会へパンフレットの配布を依頼した。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレットの配布を依頼。
			市民協働課	ホームページに「事業所向け」男女共同参画情報を掲載した。 ・「えるぼし認定」と「両立支援等助成金」のご案内 ・中小企業のための「イクボス」ガイドブックをご利用ください ・「いばらきダイバーシティ宣言」企業・事業所・団体募集中	B	引き続き実施していく。
起業・再就職に対する支援	起業家支援を行う取手駅前「Match-haco」にて、創業スクールやセミナー等の開催を実施します。また、市内で活躍している企業が起業家の先輩として「起業応援団」となり、起業家を応援し、起業応援サービスや割引を提供します。	23	産業振興課	創業支援等事業者である一般社団法人とりで起業家支援ネットワークと連携し、創業予定の方や創業して間もない方等が創業時に必要となる基礎知識等を習得できる「創業スクール」や「起業相談」事業を実施した。 ・「創業スクール」…9月～11月に全5回コースで開催し、31名が参加した(男性15名、女性16名)。 ・「起業相談」…9件(男性3名、女性6名)	A	引き続き、一般社団法人とりで起業家支援ネットワークと連携し創業スクールや起業相談を実施していく。
	子育て等により離職し、再度の就労を希望する女性の再チャレンジを支援するため、ハローワーク等の関係機関と連携し、職業相談、紹介、求人情報の提供等を実施します。	24	産業振興課	ハローワーク龍ヶ崎、取手市地域職業相談室と連携し、職業相談、職業紹介、求人情報の提供等を行った。その他、パンフレットは、庁内や子育て支援センター等に設置した。	B	引き続き啓発活動としてパンフレット等の配置を続けたい。
	女性の再就職者が多い保育士に対し、市内保育施設への就職相談会等を実施し、再就職を支援します。	25	子育て支援課	合同就職説明会を開催し、保育士希望者と保育施設とのマッチングの支援を実施した。	A	引き続き実施する。
	保護者の求職活動や就学についても引き続き保育所の入所条件とし、安心して就職活動や、スキルアップのための就学ができるよう支援します。	26	子育て支援課	保育認定において、求職活動や就学についても受付しており、保護者のニーズに合わせた運営を実施した。	A	引き続き実施する。

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
活力のある農業の実現に向けた男女共同参画の推進	<p>「就農相談」を行い、性別を問わず新規で就農を希望する方を支援します。また、女性を含め、家族で取り組む農業経営について、経営方針や家族一人ひとりの役割、就業条件などについて家族全員で話し合い、働き甲斐のある環境にするためのルール作りとして「家族経営協定」の締結を促進します。</p>	27	農政課	<p>就農相談については、家族での相談案件は無かったものの、過去に、新規就農する際、「家族経営協定」を締結した経緯もあることから、基盤はすでに整備されている。</p>	B	<p>継続して「就農相談」を行い、農業分野における女性の位置づけについて「家族経営協定」を締結して、働き方を明確にしていく。</p>
	<p>軽トラ市開催やJA茨城みなみの農産物直売を支援し、性別を問わず、農業者の活動を促進します。</p>	28	農政課	<p>軽トラ市の開催にあたっては、男性のみならず、女性農業者も参加し、お客様を多く呼び寄せ、大いに賑わった。</p>	B	<p>性差に関わらず、継続して軽トラ市の出展者を募集していく</p>

施策の方向性 (5)子育て・介護支援体制の整備・充実

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
安心して子育て・介護と仕事の両立ができる環境づくり	延長保育や休日保育、病児・病後児保育、一時預かり保育など、利用者の多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。	29	子育て支援課	・一時保育事業(利用延べ人数2,439人) ・子育て支援センター(利用延べ人数34,000人) 新型コロナウイルスによる影響のため人数減	A	引き続き実施する。
	ファミリー・サポートセンターを運営し、住民同士の助け合いにより、子育て家庭の負担軽減を図り、仕事と育児の両立を支援します。	30	子育て支援課	・ファミリーサポートセンターで会員の管理(確保・育成・活用)、協力会員と依頼会員の調整相談を実施した。常時ニーズにそったマッチングができるよう、会員の確保につとめた。 ・会員数419人(協会会員165人・利用会員243人・両方会員11人) ・利用件数2,490件(送迎1,835件、預かり655件)	A	引き続き実施し、協力会員の積極的な確保に努める。
	市内全ての市立小学校で放課後子どもクラブを開設し、共働き家庭等の就労支援及び子ども達の健全育成を図ります。また、子ども達の放課後の居場所づくりの充実に努めます。	31	子ども青少年課	放課後子どもクラブを全ての市立小学校に開所することにより、保護者の就労の有無を問わず児童の健全育成及び子どもたちの居場所づくりを実施した。	A	今後も継続して実施していく。
	発達に支援が必要な就学児童が放課後や学校の長期休み期間中に利用する「放課後等デイサービス」において、生活能力向上のために必要な訓練等を提供し、自立を促進するとともに放課後の居場所を提供します。	32	障害福祉課	発達に遅れや偏りのある就学児童とその保護者に対し、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業の利用につなげる支援を行った。	B	今後も引き続き、保護者および児童に寄り添いながら適切な利用先の検討等の支援を行う。
	働きながら障害者を介護する家族の負担を軽減するため、障害福祉サービス(日中一時支援、短期入所事業等)の充実を図ります。	33	障害福祉課	日中に介護者が不在であるなど、一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対し、活動の場を提供し、家族の就労支援や一時的な休息を得られるようにするため、日中一時支援や短期入所の利用へつなげる支援を行った。	B	今後も引き続き、障害者および家族の状況を鑑み、適切な支援の提供を図っていく。
	地域包括支援センターが、個別の課題を解決するため、地域ケア個別会議を開催するなど、地域包括ケアシステムの推進に努めることで、高齢者だけでなく、高齢者を支える家族や介護者の負担軽減を図ります。	34	高齢福祉課	個別課題を解決するために地域ケア個別会議を開催し、地域包括ケア推進に努め、家族や介護者の負担を軽減した。 <実績> 地域ケア個別会議開催数:50回	A	今後も各種関係機関と連携し、地域ケア会議の拡充に努める。
	同じ介護の悩みを持つ仲間と語ったり、専門家から知識を学んでもらう場を提供する「介護家族の会」を市社会福祉協議会にて実施し、介護する家族の気持ちと身体の負担を軽減します。	35	高齢福祉課(社会福祉協議会)	介護家族の会を取手、藤代地区でそれぞれ年11回開催。同じ介護の悩みを持つ仲間と語ったり、専門家から知識を学んでもらう場を提供することにより、介護する家族の方の気持ちと身体の負担を軽減した。	B	今後も同様に実施し、より効果的な方法を模索していく。

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
育児休業・介護休業等の定着・普及の促進	市職員に対し、「子育てハンドブック」や庁内研修会において、育児や介護休業制度を周知し、制度の詳細についての職員全体の認知度を向上します。また、対象職員に対し個別に制度説明を行い、休業を必要とする職員が必要な期間の休業を取得しやすいよう支援します。	36	人事課	「子育てハンドブック」や庶務担当者研修会の資料の配信等を通して職員に対して制度の周知を図るとともに、制度改正があった際は、随時庁内メールにて内容の配信を行った。また、育児休暇、介護休暇対象職員には個別に詳細な説明を行った。	A	今後も継続して実施していく。
	市職員の管理監督者に業務分担や周囲の職員の理解向上を図るよう促し、職員全員がリスク管理を意識して業務にあたる意識付けを図ります。	37	人事課	県ダイバーシティ推進センターによる出前講座を利用するとともに、市民協働課と共催で管理職員等を対象とした「イクボスセミナー」を実施した。「イクボスセミナー」については、実際に育児休業を取得した職員を招いて体験談を語ってもらうなど、研修内容の充実にも努めた。	A	今後も継続して実施していく。
	関係機関と連携し、市内事業所において、育児・介護休業取得の定着や向上の取り組みが促進するように情報提供や啓発を行います。また、男性の育児・介護休業取得を促すための意識啓発や情報提供を行います。	38	産業振興課	パンフレットを庁内に配置した。 また、取手市商工会へパンフレットの配布を依頼した。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレットの配布を依頼。
市民協働課			ホームページに「事業所向け」男女共同参画情報を掲載した。 ・「えるばし認定」と「両立支援等助成金」のご案内 ・中小企業のための「イクボス」ガイドブックをご利用ください ・「いばらきダイバーシティ宣言」企業・事業所・団体募集中	A	関係各課の取組などもリンクするなど、効果的な情報の発信に努める。	

●主要課題3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

施策の方向性 (6)家庭生活における男女共同参画の推進

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
家庭における男女共同参画推進に向けた広報・啓発	固定的性別役割分担意識を解消し、男女共同参画意識の醸成を図るための啓発をホームページや男女共同参画紙「風」、男女共同参画推進イベント等を通じて行います。	39	市民協働課	市民向けに誰でも”簡単・時短”で料理ができるをテーマとした市長による料理動画を作成し、市公式YouTubeで公開した。また、男女共同参画推進イベント「女と男ともに輝くとりの集い」では市内で活躍する多くの団体・個人を紹介し、固定的性別役割分担意識の解消を図った。	A	・市長料理動画は令和6年度以降、様々な媒体で効果的に発信していく。 ・男女共同参画推進イベントの、より効果的な発信方法を模索しながら実行委員会と意見交換していく。
	市立小中学校、幼稚園の保護者を対象に「家庭教育学級」にて講演会等を実施し、子育てや家庭生活における男女共同参画推進を図ります。	40	生涯学習課	市立小中学校及び幼稚園の保護者を対象に講演会を開催した。講演会参加者においても、女性の保護者だけでなく男性の参加もあり推進することができた。	B	今後も継続して実施していく。
	市で市民参加型の家庭生活に関する講座や講習を実施する際に、固定的性別役割分担意識による募集方法を行わないような配慮、また、男性参加を積極的に推進するよう市内へ啓発します。	41	市民協働課	内閣府実施調査(6月)及び市独自調査(要綱等に基づく協議会等)として市内へ女性委員の割合に関する状況調査を行った際に、会議の開催方法について、誰もが参加しやすい曜日・時間帯・オンライン開催などに配慮するよう周知した。	A	引き続き、職員に対して男女共同参画の視点をもって業務を行うよう周知していく。
家庭で協力し合うことの啓発と参加促進	家族で家事や育児等を担うことを考えてもらう「家事・育児シェアシート」を保健センターと協力し、プレパパ教室や赤ちゃん訪問時に配布することで、家庭生活における家事や育児の分担意識の大切さを啓発します。	42	市民協働課	家事・育児を見える化して家族での両立を考えてもらう「家事・育児シェアシート」を、保健センターの協力によりプレパパ教室や新生児赤ちゃん訪問の際に配布した。	A	引き続き、お子さんが産まれた際に考えてもらうきっかけとなるよう、「家事・育児シェアシート」を配布していく。
			保健センター	ウェルカムベビークラスや赤ちゃん訪問時に「家事・育児シェアシート」を配布し、家事や育児の分担意識の大切さを伝えた。 ウェルカムベビークラス:年5日間(土曜日開催) 参加人数223名(男性111名 女性112名) 赤ちゃん訪問数 495名	A	継続して実施していく。
	家族で協力して家事を行うことについて考えてもらうため、親子や男性が参加できる料理教室などを実施し、家庭における男女共同参画推進を啓発します。	43	市民協働課	市民向けに誰でも”簡単・時短”で料理ができるをテーマとした市長による料理動画を作成し、市公式YouTubeで公開した。また、男女共同参画推進イベント「女と男ともに輝くとりの集い」では市内で活躍する多くの団体・個人を紹介し、固定的性別役割分担意識の解消を図った。	A	令和6年度以降、様々な媒体で効果的に発信していく。
	男性の家事・育児・介護や地域活動等へ参加を促すための取り組みを実施します。→詳細は「(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進〔事業No.48～53〕」に掲載	—	市民協働課、関係各課			

施策の方向性 (7)地域社会における男女共同参画の推進

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
地域における男女共同参画推進に向けた広報・啓発	各地区と行政のパイプ役である市政協力員や地域で活動するNPO団体、ボランティア団体を対象に、男女が共に地域活動に参加することの意義について理解を深められるよう、男女共同参画紙「風」の配布や研修などの機会を通じての意識啓発を図ります。 (再掲⇒主要課題1(3)企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性への参画の推進)	44	市民協働課	市政協力員会議および安全安心対策課所管の自主防災会会議において、男女共同参画視点での防災リーフレット「男女が共に支え助け合う地域防災体制づくりに向けて」を配布し啓発した。また、市男女共同参画情報紙「風」52号(令和6年3月1日発行)において、女性が会長を務める市内双葉自治会における災害対応を特集。情報紙やホームページ等を通じ、広く市民に対し男女共同参画の啓発を図った。	A	引き続き、関係各課と連携しながら、男女共同参画視点での地域活動の重要性について意識啓発を図っていく。また、令和6年度はホームページの「電子回覧板」にも掲載し広く周知を図る。
	男女共同参画の視点を踏まえた地域防災を推進します。→詳細は「(主要課題7)男女共同参画の視点に立った防災対策」[事業No.112~113,115~116]に掲載	一	市民協働課、安全安心対策課			
地域で活動する団体との連携・支援	女性団体と緊密に連携し、その活動に対して支援を行うことで、地域での男女共同参画の推進を図ります。	45	市民協働課	市内の女性団体が作成した「取手市男女共同参画推進条例」子ども向けパンフレット(イラスト入りでわかりやすく解説したもの)をホームページに公開し周知するとともに、教育委員会を通じ、市内小中学校へも同団体のパンフレットを活用した「出前講座」を周知するなど、関心を持ってもらうきっかけづくりを行った。また、同団体などに所属する市民を中心に組織された実行委員会へ男女共同参画イベント「女(ひと)と男(ひと)ともに輝くとりでの集い」を事業委託し、11月に実施。イベントを通じ意識高揚を図ることができた。	A	引き続き、各団体のニーズに応じた支援を行っていく。
	小中学校、幼稚園の保護者から構成される「家庭教育学級」と連携し、地域における子育てネットワーク構築と男女共同参画の推進を図ります。	46	生涯学習課	市内小中学校及び幼稚園の保護者から構成される家庭教育学級において、男女共同参画事業の周知及び参加を呼びかけている。	B	今後も継続して実施していく。
	NPO団体やボランティア団体の活動情報の収集や発信を通じ、団体活動の支援や地域活動への新たな参加者増進を図ります。	47	市民協働課	インターネットの市民活動情報サイト「いきいきネットとりで」で市民活動団体の活動や情報発信がスムーズにできるよう支援した(年1回の合同研修会のほか、随時お問合せに対応)。さらに、NPO・ボランティア団体要覧を作成し公共施設等に配置し団体の活動紹介を行った。	A	引き続き市民活動情報サイトは利用団体からサイトに関する意見収集の機会を設け、利用者のためにより良いサイト運営を目指す。

施策の方向性 (8)男性の家事・育児・介護への参加の促進

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
男性の意識改革、家事等への参画促進	父母が共に子育てを共有できるよう、プレママ・プレパパ教室を実施し、子育てを協力し合うことの大切さを啓発します。	48	保健センター	ウェルカムベビークラス、マタニティクラス時に子育てを協力し合うことの大切さを伝えた。 マタニティクラス:年12日間(3回×4クール)参加人数167名 ウェルカムベビークラス:年5日間 土曜日開催 参加人数223名(男性111名 女性112名)	A	継続して実施していく。
	男性の、主に家事に対する意識改革を推進するための講座等を実施し、家事参加促進を図ります。 (再掲⇒主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進)	49	市民協働課	市民向けに誰でも”簡単・時短”で料理ができるをテーマとした市長による料理動画を作成し、市公式YouTubeで公開した。 また、男女共同参画推進イベント「女と男ともに輝くとりでの集い」では市内で活躍する多くの団体・個人を紹介し、固定的性別役割分担意識の解消を図った。	A	令和6年度以降、様々な媒体で効果的に発信していく。
	男性に家事や育児等を担うことを考えてもらう「家事・育児シェアシート」を保健センターと協力し、プレパパ教室や赤ちゃん訪問時に配布することで、家庭生活における家事や育児の分担意識を啓発します。(再掲⇒主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進)	50	市民協働課	家事・育児を見える化して家族での両立を考えてもらう「家事・育児シェアシート」を、保健センターの協力によりプレパパ教室や新生児赤ちゃん訪問の際に配布した。	A	引き続き、お子さんが生まれた際に考えてもらうきっかけとなるよう、「家事・育児シェアシート」を配布していく。
	ウェルカムベビークラスや赤ちゃん訪問時に「家事・育児シェアシート」を配布し、家事や育児の分担意識の大切さを伝えた。 ウェルカムベビークラス:年5日間 土曜日開催 参加人数223名(男性111名 女性112名) 赤ちゃん訪問数:495名	保健センター	A	継続して実施し、家事育児への参加推進を図っていく。		
社会福祉協議会が主催する「男性講座」にて、料理教室等を実施し、定年後などの高齢男性が家庭で家事に参画することを促進します。	51	高齢福祉課 (社会福祉協議会)	男性講座事業 ①男性講座(中止) ②男性料理教室	B	今後も同様に実施していく予定。	
男性の育児・介護休業取得の促進	関係機関と連携し、市内事業所において、育児・介護休業取得の定着や向上の取り組みが促進するような情報提供や啓発を実施します。また、男性の育児・介護休業取得を促すための意識啓発や情報提供を実施します。(再掲⇒主要課題2(5)子育て・介護支援体制の整備・充実)	52	産業振興課	パンフレットを庁内に配置した。 また、取手市商工会へパンフレットの配布を依頼した。	B	パンフレットを庁内に配置、取手市商工会へパンフレットの配布を依頼。
		52	市民協働課	ホームページに掲載している「事業所向け」男女共同参画情報をより効果的に発信するため、掲載内容及び箇所の見直しを行った。	B	引き続き実施していく。育児・介護休業法改正に伴う段階的な制度変更に向け注視しながら情報提供を行う。
	市男性職員の育児・介護休業取得を促進するため、管理監督者に対して「イクボスセミナー」を実施し、男性職員が育児・介護参加に対して向き合う姿勢、配慮への意識を高めます。	53	人事課	県ダイバーシティ推進センターによる出前講座を利用するとともに、市民協働課と共催で管理職員等を対象とした「イクボスセミナー」を実施した。「イクボスセミナー」については、実際に育児休業を取得した職員を招いて体験談を語ってもらうなど、研修内容の充実を努めた。	A	今後も継続して実施していく。

基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

●主要課題4 あらゆる暴力をゆるさない社会づくり

施策の方向性 (9)配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援【取手市DV対策基本計画】

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
DV防止に関する広報・啓発	広報紙やホームページ等を活用してDV防止に関する情報を周知します。	54	子育て支援課	市民協働課と協力し、4月の「若年層性暴力被害防止月間」、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間や年間を通じ、ホームページや配布チラシで防止に関する情報や相談先などを周知した。	A	引き続き、市民協働課と協力し女性に対する暴力防止のための啓発を行っていく。
			市民協働課	子育て支援課(家庭児童相談室)と協力し、4月の「若年層性暴力被害防止月間」11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間などを通じ、ホームページや配布チラシで防止に関する情報や相談先などを周知した。	A	引き続き、子育て支援課(家庭児童相談室)と協力し女性に対する暴力防止のための啓発を行っていく。
	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報紙やホームページ等を活用したDV防止についての啓発強化を図ります。	55	子育て支援課	児童虐待防止月間(オレンジリボンが象徴)と女性に対する暴力をなくす運動期間(パープルリボンが象徴)である11月に、市民協働課と共同で「オレンジ&パープルリボンキャンペーン」を実施。広報・ホームページ、市イベント等で多くの市民に啓発グッズを配布した。	A	引き続き、11月に市民協働課と協力し女性に対する暴力防止のための啓発を行っていく。
			市民協働課	児童虐待防止月間(オレンジリボンが象徴)と女性に対する暴力をなくす運動期間(パープルリボンが象徴)である11月に、子育て支援課(家庭児童相談室)と共同で「オレンジ&パープルリボンキャンペーン」を実施。広報・ホームページ、市イベント等で多くの市民に啓発グッズを配布した。	A	引き続き、子育て支援課(家庭児童相談室)と協力し女性に対する暴力防止のための啓発を行っていく。
	DVを許さない社会の実現を図るため、人権教育などの意識啓発やDVのある家庭における子どもへの影響について、相談などの機会に情報提供を実施します。	56	子育て支援課	夫婦喧嘩の目撃は心理的虐待にあたることから、保護者と面談する際に虐待防止のパンフレットを用いて、虐待によって子どもが受ける影響について説明した。	A	引き続き、パンフレット等を用いて虐待による子どもへの影響について説明していく。
			市民協働課	無料相談が2件(人権相談1、行政相談1)、市民協働課窓口での口頭相談5件(DV)の相談があった。傾聴し相談内容によっては、関連部署や警察等と連携を取りながら問題解決へ向けての対応を行った。	A	年々増加傾向にある案件ではあるため、より一層関連機関との連携強化を図っていく。
若年層向けのデートDV予防について、広報紙やホームページ等を活用して啓発に努めます。	57	子育て支援課	市民協働課と共同でホームページに若年層向けのDV予防情報や相談先を周知。また、保健センターが市内高校で実施している妊娠、出産に関する思春期からの正しい知識の普及講座「レッツトライ高校生講座」で、デートDV予防(相談先も掲載)のチラシを配布し情報提供をした。	A	引き続き、若年層向けにデートDVについて周知、防止や相談先の啓発に努める。	
		市民協働課	子育て支援課(家庭児童相談室)と協力し、ホームページに若年層向けのDV予防情報や相談先を周知。また、保健センターが市内高校で実施している妊娠、出産に関する思春期からの正しい知識の普及講座「レッツトライ高校生講座」で、デートDV予防(相談先も掲載)のチラシを配布し情報提供をした。	A	引き続き情報を発信し、予防と相談先の啓発に努める。	
早期発見と適切な支援	DV被害の早期発見、被害者への適切な支援ができるよう、警察、学校、保育所(園)・幼稚園・認定こども園、保健センター、子育て支援センター、地域など関係機関と連携して取り組みます。	58	子育て支援課	DV被害について相談を受けた場合、本人に関係機関とその役割について情報提供し、適宜関係機関と連絡を取り合いながら支援を行った。	A	引き続き、関係機関と連携し、支援を行っていく。

施策の方向性 (10)安心して相談できる体制の充実【取手市DV対策基本計画】

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
相談体制の充実	相談員が被害者に寄り添った支援を行うことができるよう、専門研修を受講し、資質向上を図ります。また、被害者が早期に相談にいたれるよう、相談窓口等の情報提供や周知を行います。	59	子育て支援課、各相談窓口所管課	【子育て支援課】職員がDVに関する研修、会議に参加し、資質向上を図った。また、広報やホームページをとおして相談窓口の周知を行った。	A	引き続き、DVに関する研修等に参加し、職員の資質向上を図る。
関係機関との連携	県などの関係機関、庁内の関係各課と連携し、個々の相談に対応する体制を強化します。	60	子育て支援課、各相談窓口所管課	【子育て支援課】適宜、児童相談所、警察、庁内の関係部署と連携を取りながら相談に対応した。	A	引き続き、関係部署と連携を取りながら相談に対応する。
	市要保護児童対策地域協議会にて関係機関が連携し情報共有することで、様々な問題を抱えた児童や妊婦等の早期発見と適切な支援を実施します。	61	子育て支援課	市要保護児童対策地域協議会で扱うすべての児童や妊婦について、個別支援会議を行い、各部署が自身の役割を認識した上で支援に当たれるようにした。	A	引き続き、個別支援会議を実施し、対応していく。

施策の方向性 (11)あらゆる暴力やハラスメントの防止

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
ストーカー、性暴力等の防止啓発	4月の「若年層の性暴力被害予防」月間及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に広報紙やホームページ等を活用した暴力防止についての啓発強化を図ります。	62	子育て支援課	市民協働課と協力し、4月の「若年層性暴力被害防止月間」、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間や年間を通じ、ホームページや配布チラシで防止に関する情報や相談先などを周知した。	A	引き続き、市民協働課と協力し女性に対する暴力防止のための啓発を行っていく。
			市民協働課	子育て支援課(家庭児童相談室)と協力し、4月の「若年層性暴力被害防止月間」11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間などを通じ、ホームページや配布チラシで防止に関する情報や相談先などを周知した。	A	引き続き、子育て支援課(家庭児童相談室)と協力し女性に対する暴力防止のための啓発を行っていく。
	若年層が被害に遭いやすいJKビジネス※1やSNSを使ったりベンジポルノ※2等についての啓発や相談窓口に関する情報提供を実施します。	63	子育て支援課	市民協働課と共同で若年層が被害に遭いやすい性犯罪や性暴力についての情報提供及び相談先情報を新規でホームページに掲載した。	A	引き続き、若年層向けに被害に遭いやすい暴力等の情報提供や相談先の啓発に努める。
			市民協働課	子育て支援課(家庭児童相談室)と協力し若年層が被害に遭いやすい性犯罪や性暴力についての情報提供及び相談先情報をホームページに掲載した。	A	引き続き、若年層向けに被害に遭いやすい暴力等の情報提供や相談先の啓発に努める。
			子ども青少年課(青少年センター)	青少年が犯罪被害者となることを未然に防止するため、青少年センターを拠点に特別青少年相談員による相談業務を実施するとともに、青少年相談員及び学校などの関係機関、団体の協力のもと、街頭指導を実施した。	A	引き続き青少年センターを拠点として関係機関と連携して取り組む。

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
青少年相談の充実	いじめ等様々な悩みや問題を持つ青少年やその保護者が、電話やメール、面接等によって気軽に相談できるよう、相談体制の充実と周知を図ります。	64	教育総合支援センター	いじめの早期発見や悩み事の相談窓口として、いじめ防止アプリを導入し、気軽に相談が出来る体制を構築した。また、センター職員への研修を適宜行い、相談体制の充実を図った。	A	様々な悩みに対応できるよう職員への研修を引き続き実施していく。
			子ども青少年課(青少年センター)	青少年センターに特別青少年相談員2名を配置し、様々な問題を持つ青少年やその保護者から来所のほか、電話やメールでも受け付けする体制を整え相談業務を実施した。	A	引き続き青少年センターでの相談体制の充実と周知を図る。
	各学校と教育委員会が一体となり、人間関係や学業、部活動、家庭生活など様々な悩みを持つ子ども達に寄り添い相談を受けることができる体制を構築します(全員担任制・チーム指導及び教育相談部会の導入により、全ての教員が相談に応じ、情報共有できる体制を構築。さらに教育総合支援センターと連携し課題に対応)。	65	教育総合支援センター	学校においては、教育相談主任を中心とした組織的な教育相談体制の充実を図った。多面的・多角的に子供たちを見取ることができるよう、スクールカウンセラーやスクールカウンセラースーパーバイザーの他に、スクールソーシャルワーカーを教育総合支援センターから派遣し、各校の教育相談部会に参加することで、学校と教育委員会が連携して悩みを聞き、対応する体制の充実を図った。	A	教育相談部会にあがらない子供や自発的に相談してこない子供たちに対する相談体制のさらなる充実を図る
			産業振興課(消費生活センター)	「はたちのつどい」に啓発リーフレットの配布。パンフレットを庁内に設置。広報やホームページに消費トラブル事例や相談窓口の掲載。PTA連合会に出前講座を実施。	A	引き続き、啓発活動としてリーフレットの配布、出前講座を実施する
人権相談の実施	様々な人権問題について対応するため、人権擁護委員等による無料相談会を実施します。	67	市民協働課	人権擁護委員による無料相談日は月に2回(第2火曜日:本庁舎、第1金曜日:藤代庁舎)いずれも9時から11時に開催している。	A	引き続き、相談業務の周知を行っていく。
ハラスメントの防止	市職員向けにハラスメントの防止等に関する指針を策定するとともに、ハラスメントに対する理解を深め、予防に重点を置いた研修を継続して実施します。	68	人事課	係長職の職員を主な対象者として、外部講師によるハラスメント研修を実施した。	B	今後も継続して研修を実施していくとともに、職場環境の向上を図るために職場内のハラスメントに関するアンケート調査の実施を検討していく。
			市民協働課	国、県や関係機関からのパンフレット等を窓口等に設置したほか、関係課へ情報提供のうえ、ホームページに掲載している「事業所向け」男女共同参画情報をより効果的に発信するため、掲載内容及び箇所の見直しを行った。 <掲載記事> ・中小企業のための「イクボス」ガイドブックをご利用ください <掲載箇所> ・(見直し前)市政情報 > 事業所向け男女共同参画情報 ・(見直し後)事業者向け > 「商工業・農業」のお知らせ	B	継続して所管課や他機関との連携を図り、事業所向けハラスメント防止情報を積極的に発信していく必要があるが、特にハラスメントに特化した内容の情報発信に努める。
	産業振興課	パンフレットを庁内に配置した。また、取手市商工会へパンフレットの配布を依頼した。		B	引き続き啓発活動としてポスター等の配置を続けたい。	

●主要課題5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援

施策の方向性 (12)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々が安心して生活できる環境の整備

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
ひとり親家庭に対する支援	ひとり親家庭が必要とする医療を容易に受けられるよう医療費の負担金を一部助成します。	70	国保年金課	社会的、経済的および精神的負担の大きい、ひとり親家庭(母子・父子)の医療に係る医療費の負担軽減を図った。 「医療福祉費助成制度(マル福)」 助成対象者数/母子家庭1,218人・父子家庭105人	A	今後も継続して実施する
	ひとり親家庭の親が就職に結びつくような技能知識や資格を取得しようとするときに給付金を支給します(自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進給付金事業)。	71	子育て支援課	ホームページで情報発信を行っているほか、児童扶養手当の手続き時に茨城県が作成した「ひとり親家庭のみなさんへ」をお渡しし、説明を行っている。これにより、4名の申請があり資格取得に向け学校へ入学した。	A	引き続き、広報活動を行うと併に、必要な方が利用できるように該当される方が来庁された場合には、丁寧にご案内をする。
	保育所入所審査時に、ひとり親家庭に配慮した調整点数の加算制度を設け、速やかに子育てと就業を両立できるよう支援します。	72	子育て支援課	調整点数の加算を行い、利用調整を行った。 受付件数45件 入園者39件	A	引き続き実施する。
	市民団体「母子寡婦福祉会」の活動への協力を通じ、ひとり親家庭同志の仲間づくりや親睦、相互補助を支援します。	73	子育て支援課	近年は新型コロナウイルス感染症の拡大により活動が自粛傾向にあったが、親子ふれあい交流会を実施するなど、ひとり親世帯の親睦を深めるための取り組みを数年ぶりに実施することが出来た。	A	今後も継続していく。
生活困窮者に対する支援	「くらしサポートセンター」にて、経済的困窮者が自立した生活を送れるよう相談などを通じて支援します。	74	社会福祉課	取手市社会福祉協議会に委託し、相談窓口「くらしサポートセンター」を開設、住居確保給付金や、就労準備支援、家計改善支援などにつなぎ、生活困窮者を早期に把握し生活困窮者の自立促進を図った。	A	引き続き、生活困窮者を早期に把握し、生活保護に至る前の段階から介入を行う。

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
子どもを養育する家庭への相談・支援(育児の孤立化防止・養育支援)	地域子育て支援センターや保健センターにて、保育士や保健師等の専門的知識を生かし、妊娠・出産・子育て期の育児不安に対し、それぞれの段階に対応した支援や助言、サービスの情報提供に取り組みます。また、親子同士の交流を図ることで、子育て上の孤立化を防止します。	75	子育て支援課	・子育て支援センターにて子育てに関する情報の収集と交換を随時行った。 ・子育てに関する相談 支援センター(主に育児)相談件数 5,507件	A	今後も継続していく。
			保健センター	育児相談(いちごベビー)や地域子育て支援センターに保健師が出向く出張育児相談で、育児不安の相談に応じ必要に応じてサービスの情報提供を実施した。 育児相談(いちごベビー):6回 延べ人員57名 出張育児相談:24回 延べ人員274名	A	引き続き育児相談、出張育児相談を実施し育児不安の軽減につなげていく。
	市要保護児童対策地域協議会にて関係機関が連携し情報共有することで、様々な問題を抱えた児童や妊婦等の早期発見と適切な支援を実施します。 (再掲⇒主要課題4(10)安心して相談できる体制の充実)	76	子育て支援課	市要保護児童対策地域協議会で扱うすべての児童や妊婦について、個別支援会議を行い、各部署が自身の役割を認識した上で支援に当たれるようにした。	A	引き続き、個別支援会議を実施し、対応していく。
	経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品費、給食費など学費の一部を援助します(就学援助制度)。	77	学務課 保健給食課	実績(就学援助制度認定者数) 小学校(入学予定者含む)531人 中学校 303人 ※学務課事業	A	引き続き就学援助の周知を図り、適切な支援に努める。
	ファミリー・サポートセンターの運営を通じ、多様化している子育てのニーズへ対応します。また、センターを利用する住民同士の助け合いにより、育児の孤立化を予防し、安心して子育てできる環境を整えます。 (再掲⇒主要課題2(5)子育て・介護支援体制の整備・充実)	78	子育て支援課	・ファミリーサポートセンターで会員の管理(確保・育成・活用)、協力会員と依頼会員の調整相談を実施した。常時ニーズにそったマッチングができるよう、会員の確保につとめた。地域の住民との関わりを持つことで、育児の孤立化の予防に寄与した。 ・会員数419人(協力会員243人・利用会員165人・両方会員11人) ・利用件数2,490件(送迎1,835件、預かり655件)	A	引き続き実施し、協力会員の積極的な確保に努める。

施策の方向性 (13)高齢者が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
在宅福祉サービスの充実	増加する高齢者のひとり暮らしや高齢者のみの世帯に向け、配食サービス、愛の定期便、あんしんコール、緊急通報システムなどのサービスを実施します。	79	高齢福祉課	高齢者福祉サービス利用状況(令和6年3月31日現在) 配食サービス利用者数 111人 愛の定期便利用者数(休止中を含む) 27人 あんしんコール利用者数 14人 緊急通報システム設置数 481件	B	今後も同様に実施していく。
生きがいがづくり・自主活動支援	地域で自主的な介護予防活動を行う団体の立ち上げや運営に要する経費の一部を助成します。	80	健康づくり推進課	地域で自主的に活動する介護予防団体に、立ち上げや運営を支援する補助金を交付し、活動を支援した。補助金交付団体数：継続8団体	A	継続して実施していく
	60歳以上の方が生きがいがづくりなど、豊かな老後を過ごすための様々な課題について、市内4つの公民館にて学習する場を提供します。	81	生涯学習課	寺原、井野、白山、藤代で高齢者学級を実施した。各館ごとに「心豊かに生きる高齢者を目指す」等の目標を掲げ、健康や日常生活に役立つ生涯学習を行った。	A	引き続き、高齢者が豊かな老後を過ごすための学習の機会を提供する。
住み慣れた地域で暮らせるための仕組みづくり	住み慣れた地域で安心して生活を送るため、「地域包括支援センターにて」高齢者の生活の相談を受け対応し、不安の軽減につなげます。	82	高齢福祉課	高齢者、家族、近隣住民、介護・医療関係機関等から相談を受け、高齢者の生活不安軽減に努めた。 <実績> 地域包括支援センター総合相談件数：43,469件	A	今後も高齢者の生活相談に対応していく。
	物忘れが気になる方、認知症の方、その家族や地域の方などが認知症について理解を深めたり、悩みを打ち明けたりできる交流の場として、認知症カフェ(オレンジカフェ)を開設しています。	83	高齢福祉課	認知症について知識を深めたり、悩みを打ち明けたり、交流できる場として認知症カフェを開設した。 <実績> 認知症カフェ開催回数：29回 ・オレンジカフェはあとびあ 2回 ・オレンジカフェあけぼの 4回 ・オレンジカフェさらの杜 8回 ・オレンジカフェふじしろ 3回 ・オンライン・オレンジカフェ 12回	A	今後も継続して実施していく。
	認知症を正しく理解して認知症の高齢者を支援する「認知症サポーター」養成講座を実施しています。	84	高齢福祉課	認知症のことを正しく理解し、認知症の方やその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」の養成に努めた。 <実績> 認知症サポーター養成講者数：371人	A	今後も認知症サポーターを養成していく。

施策の方向性 (14)障害のある人々の自立した生活に対する支援

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
就労支援の充実	特定相談支援事業所により、個々の相談者に合った就労につなげられるよう、相談業務の充実を図ります。	85	障害福祉課	働く意思がありながらも一般就労が困難な障害者に対し、就労移行支援事業所等の利用へつなげる支援を行い、障害者の就労の促進を行った。	B	障害者の雇用に関しては就労支援事業所等と連携を図り、積極的な活用を支援していく。
ボランティア活動の充実	ボランティア支援センター(社会福祉協議会が運営)にて、手話通訳などの障害者支援ボランティアや障害者の社会参加支援を行うボランティア団体の活動を支援します。	86	障害福祉課	社会福祉協議会が運営するボランティア支援センターに「社会参加促進事業費補助金」を交付することにより、手話通訳、要約筆記者の養成、傾聴ボランティア、点字、声の広報誌等の事業を通して、ボランティアサークルへの加入につながるよう努めた。	B	ボランティアの効果的な活動方法の検討を行うなど、社会福祉協議会が運営するボランティア支援センターの機能強化を進める。
生活支援の充実	障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて様々な支援、介護、及び訓練等の自立支援サービスの相談や給付事業並びに、移動支援、日中一時支援等の地域生活支援事業を実施します。	87	障害福祉課	地域生活支援事業において、障害者の社会参加の促進につながる事業の紹介や利用の促進など、障害者の社会参加支援に努めた。また、課で作成している障害福祉のしおりを改定し、障害福祉事業の案内など、各種福祉サービスの情報提供を行った。	B	今後も必要な支援が提供できるよう、事業を継続して実施していく。
	民間事業者や自治会などの地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮(点字メニュー作成費、筆談ボード購入費、段差解消工事費など)を提供するために係る費用を助成します。	88	障害福祉課	障害のある人への差別をなくし、障害のある人もない人もともに暮らしやすいまちづくりを進めるため、民間事業者等に対して、点字メニュー作成費や筆談ボード購入費、段差解消工事費など、合理的配慮を提供するための費用助成について周知を行った。	B	民間事業所等が障害のある人に適切な配慮を提供できるよう、今後も継続して事業を実施していく。
	障害や疾病等により、周囲の人に困っていることや、手助けがほしいことを上手く伝えることができない方に、「ヘルプマーク」や、緊急連絡先や支援してほしい内容を記載した「ヘルプカード」を配布することで、緊急時や災害時だけでなく日常生活においても支援を受けやすい地域体制を整えます。	89	障害福祉課	「ヘルプマーク」や「ヘルプカード」を配布するほか、地域における障害者等への支援体制を整えるため、関係機関と情報共有・連携を図った。	B	引き続き事業を実施することで、地域における障害理解が深まる等により、障害者支援の広がりを図っていく。

施策の方向性 (15)外国人住民が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
情報提供の充実	ホームページに「やさしいにほんご」表記にて行政情報や相談事業、防災情報を掲載します。また多言語情報や県国際交流協会の様々な支援情報についても掲載し、日本語が得意でない外国人向けに情報提供を図ります。	90	秘書課、各課	【秘書課】窓口には茨城県国際交流協会が所管する外国人相談センターの案内ちらしや文化庁提供の外国人向け生活ウェブガイド「つながるひろがるにほんごでの暮らし」の案内ちらしを配置するなどし、来庁した外国出身者に情報提供を行った。 【各課】日本語が不慣れな外国人にも理解していただけるように「やさしいにほんご」にて逐次情報発信を行った。	A	今後も外国出身者が市内で生活する上で役立つ情報を「やさしいにほんご」等で随時発信をする。
相談・支援事業の充実	外国人であること、特に女性であることで困難な状況に置かれた人たちの人権に配慮した相談体制を各相談窓口所管課と連携し充実させ、地域社会の中で安心して暮らせるよう支援を行います。	91	市民協働課、各相談窓口所管課	【市民協働課・相談係】相談があった場合には、関連部署と連携を取りながら、問題解決に取り組むことができた。	A	引き続き、相談業務の周知を関連部署との連携や情報共有を行っていく。
	市国際交流協会と連携し、日本語教室や「外国人のための相談会」を開催し、外国人の不安解消の手助けをします。	92	秘書課	主に大人を対象とした「日本語教室」と児童・生徒を対象とした「子ども日本語教室」を設け、日本語学習を行った。教室には延べ1,410名の学習者が参加した。	A	今後も取手市国際交流協会と連携し、日本語教室や「外国人のための相談会」を開催する。

施策の方向性 (16)多様な性のあり方や多様な生き方を認め合う社会づくり

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
性の多様性に関する理解の促進と支援	市で使用している申請書類やアンケート用紙における性別記載欄の配慮を行います。	93	市民協働課、各課	性的少数者への支援として、市で使用している様式について性別欄が削除できないかを令和元年度に全庁で確認し、不要な性別欄は削除済みであるが、引き続き、各課の書類(様式など)のチェックを実施した。	A	多様性に配慮し業務を行うよう、全庁で引き続き対処していく。
	性的少数者への理解促進のための職員研修を実施し、市職員として性の多様性を正しく理解するよう努めます。	94	人事課	ハラスメント研修の中でLGBTに対するハラスメント事例を周知し、職員の理解度を深めた。	B	今後も継続して研修を実施していくとともに、職場環境の向上を図るために職場内のハラスメントに関するアンケート調査の実施を検討していく。
	性的少数者向けに茨城県が実施している「いばらきパートナーシップ宣誓制度」や相談事業についてホームページで情報提供します。	95	市民協働課	市に専門の相談窓口はないため、ホームページにて「いばらきパートナーシップ宣誓制度」や既存の相談窓口を紹介している。	A	県などの相談・支援体制の最新情報を注視し、引き続き情報提供を行う。
	学校生活において、性の多様性に悩む児童・生徒の相談に対応するため、養護教諭、教育相談主任、スクールカウンセラーを交えた個別会議等の支援体制を整えます。	96	教育総合支援センター ⇒令和6年度から指導課	令和6年度からの運用に向け、市内小中学校において性的マイノリティプロジェクトチームを組織し、性の多様性に悩む子供たちに対する相談体制の準備を進めた。	A	小学校高学年から性の多様性に関する悩みが表面化するケースに対し、相談体制の充実を図っていく。(令和6年度から指導課事業)
多様な生き方を認める意識の形成	市男女共同参画紙「風」にて、職場や家庭、地域での多様な生き方について情報を発信します。	97	市民協働課	市民編集員が市民目線で、市内の職場・家庭・地域での多様な生き方について、男女共同参画情報紙「風」を年2回(11月、3月)発行し情報発信を行った。併せてホームページにもデータ版を掲載し幅広い世代に対して情報を発信している。	A	引き続き、情報紙のほか、ホームページの更なる活用による効果的な発信方法を検討する。
	市人権擁護委員が小学校や地域に対して、DVDや紙芝居を使った「人権教室」を実施し、人権や多様な生き方への理解について子どもたちに啓発します。	98	市民協働課	夏休み子どもクラブを対象に「人権教室」を実施し、全4回のべ149名(男児63名、女児86名)の参加があった。	A	引き続き、小学校や地域に対して啓発活動を行っていく。
	無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)について、認知と理解を広げるため、市職員向けに内閣府作成のフリーイラスト(日常生活の場面や職業などについて男女それぞれを描いたイラスト素材)の使用を促進します。	99	市民協働課	性別による役割分担意識や無意識の思い込みの解消の一助とするため、誰もが簡単に利用できる、様々な「職業」や「社会生活場面」を想定した内閣府作成のフリーイラスト素材をホームページに掲載した。併せて、庁内グループウェアにおいて職員向けにもイラスト素材を公開し周知を図ってる。	A	引き続き、情報紙や広報誌、ホームページを利用して啓発活動を行っていく。同時に職員にも啓発していく。

●主要課題6 生涯にわたる健康の支援

施策の方向性 (17)性差やライフステージに応じた健康の保持増進支援

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
特定健診・各種がん検診の受診促進	生活習慣病の予防や疾病・各種がんの早期発見・早期治療を目的に検診の実施と普及啓発を行い、特定健診やがん検診を受けやすい環境づくりに努めます。	100	国保年金課	新型コロナウイルス感染症の影響により、事前に予約受付を行い、インターネットでも予約ができるようにしたため、予約も円滑に実施できた。土日祝日にも実施することで受診しやすい環境を整備した。医療機関及び健診未受診者を対象とした通知及び専門職が行う電話による受診勧奨を実施した。	A	今後も継続して実施する
			保健センター	特定健診等の集団健診では、肺がん、大腸がん、前立腺がん検診も同時に予約が取れるように実施した。胃がん、大腸がん検診は、先行予約を実施した。大腸がん検診の検体提出場所を増やした。20～30歳代の女性にはレディースデイ健診の個別通知を行い、医療機関健診、集団健診を実施。集団健診では託児も実施した。	A	先行予約ができる健診等は実施し、受診しやすい環境を作る。
ライフステージに応じた健康づくりの推進	思春期の方向けのレッツトライ高校生講座、性成熟期の方向けのレディースデイ健診など、ライフステージに応じた健康づくりの普及・啓発及び情報提供、健康相談を充実させます。	101	保健センター	思春期に向けてはレッツトライ高校生講座を実施し、成熟期に向けてはレディースデイ健診を実施した。	A	引き続きライフステージ毎の健康づくりの普及・情報提供を実施していく。
	介護予防拠点施設の運営や、地域で行う介護予防活動の支援により、高齢者の健康づくりを推進します。	102	健康づくり推進課	地域の高齢者が施設を利用し、交流を図ることで閉じこもり予防や生きがいづくりにつながり、高齢者の健康の維持増進を推進することができた。 介護予防拠点施設：4施設	A	継続して実施していく
こころと体の健康づくりの推進	身近な人の自殺のサインに気が付き、必要に応じて専門機関につなぐ役割を持つ「ゲートキーパー※1」の養成研修を実施します。 ※1 ゲートキーパーとは…自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。	103	保健センター	庁内関係課と社会福祉協議会で実施する「自殺予防対策会議」を開催し、人材育成事業として研修会を開催している。 実績：4回実施。PTA子育てネットワークや新規採用職員にゲートキーパー養成講座を開催した。	A	研修会の開催や参加者募集について関係課の協力を得られている。今後も会議を通じて、研修対象者検討する。
	こころの健康づくりに関する情報の提供や啓発を行うとともに、精神科医による「こころの健康相談」を実施します。	104	保健センター	月1回、精神科医によるこころの健康相談を実施、精神保健福祉士や保健師の随時相談や訪問を行った。新たに市内郵便局やコンビニの一部に相談啓発案内を配布した。	A	広報やホームページで周知するほか、市内各施設に相談啓発案内を配布していく。
	誰もが気軽に取り組めるウォーキング等の健康づくりに関する情報提供や、健康づくり・幸せづくりの拠点施設である取手ウェルネスプラザの運営を通じ、市民が健康で幸せな生活ができるよう支援します。	105	健康づくり推進課	新型コロナウイルスが感染症法上5類相当に移行したことで、コロナ前に近い来館者数を取り戻した。感染防止対策を講じ、利用者の安全面に配慮することに加え、ブラッシュアップを図って自主事業等を実施し、中心市街地の活性化を図った	B	継続して実施していく

施策の方向性 (18)妊娠・出産などに対する健康支援、理解促進

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
母子保健の充実	妊娠期、出産期において母子の健康を支援するため、保健師による月齢に応じた育児相談や、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」、産後ケア事業の実施など、安心して出産・育児に臨むことができるよう、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行います。	106	保健センター	妊娠届け時の面談による伴走型支援、ウェルカムベビークラス、マタニティクラス、赤ちゃん訪問、産後ケア、BP1プログラム等を実施し、安心して、妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない支援を行った。	A	引き続き安心して出産・育児に臨むことができるよう支援していく。
	出産後、父母が共に子育てを共有できるように、プレママ・プレパパ教室を実施するなど、妊婦とそのパートナーに向けた支援を実施します。 (再掲→主要課題3(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進)	107	保健センター	ウェルカムベビークラス、マタニティクラス時に子育てを協力し合うことの大切さを伝えた。 ・ウェルカムベビークラス:年5日間 土曜日開催 参加人数223名(男性111名 女性112名) ・マタニティクラス:年12日間(3回×4クール)参加人数167名	A	父母が引き続き安心して出産・育児に臨むことができるよう支援していく。
思春期からの正しい知識の普及、望ましい時期の妊娠・出産に向けた健康教室の充実	望まない妊娠についてや、出産に向けた体づくり、ライフプランを考える「レッツトライ高校生講座」を高校生向けに実施します。	108	保健センター	市内高校在学学生を対象に、望ましい妊娠や出産に向けた体づくりやライフプランを考えるレッツトライ高校生講座を実施した。 産婦人科医による講義:4校 参加人数:1175名 大学准教授による講義:3校 参加人数:544名	A	高校の養護教諭を交えた実行委員会を運営し、高校の実情に合わせた開始時期、運営方法を検討していく。
不妊に悩む男女への支援	妊娠を望んでいる男女の経済的な負担の軽減を図り、適切な医療を受けることができるよう、不妊治療費の一部助成を行います。	109	保健センター	特定不妊治療費助成事業:申請者実人数:2名、延べ人数:2名	A	令和4年4月から不妊治療が保険適応となり、茨城県の助成事業が令和5年度に終了となった。市の助成事業も5年度で終了。

●主要課題7 男女共同参画の視点に立った防災対策
 施策の方向性 (19)災害対策への男女共同参画の視点強化

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の充実	内閣府男女共同参画局が示した「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づき、防災所管課と男女共同参画所管課が連携し、避難所運営や地域防災訓練の実施に関して、女性や要配慮者に配慮した取り組みを進めます。	110	市民協働課	市政協力員会議および安全安心対策課所管の自主防災会会議において、男女共同参画視点での防災リーフレット「男女が共に支え助け合う地域防災体制づくりに向けて」を配布し啓発した。また、当該リーフレットの完成版パンフレット「男女共同参画の視点でみる地域防災」を作成し、ホームページ上で広く市民へ周知を行った。	A	引き続き、関係各課と連携しながら、男女共同参画視点での地域活動の重要性について意識啓発を図っていく。また、令和6年度はホームページの「電子回覧板」にも掲載し広く周知を図る。
			安全安心対策課	ストーカーに関する相談を受けた場合、茨城県警の相談窓口案内を行っている。(今年度の相談0件) ・女性専用相談電話 ・県民安心センター総合相談電話 ・配偶者暴力相談支援センター電話	B	関係機関と協議しながら取り組みを進めていく。
	全国の男女共同参画センターや男女共同参画所管課で構築された「相互支援ネットワーク」に加入し、平常時は情報交換や収集を行い、災害時には男女共同参画の視点で必要な物資、人、情報等が提供・支援される体制を形成します。	111	市民協働課	「相互支援ネットワーク」を活用した以下の支援を実施した。 (7月)東北地方の大雨に伴う秋田県南秋田郡五城目町からの支援物資要請に応え、支援物資の調達を全庁的にとりまとめタオル類500枚を発送した。 (2月)能登半島沖地震の被災地支援としてNPO法人全国女性会館協議会からの活動支援金募集案内に応え、ホームページにて市民に呼びかけた。	A	今後も情報収集に努め、防災対策を充実させていく。
地域・家庭における男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	市政協力員等を通じて、地域コミュニティのリーダーに対して、「共助」の観点から、男女共同参画の視点に立った地域防災活動の重要性を啓発します。また、市民に対しては、「自助」の観点から、地域における防災活動への参加や日頃から家庭で行える災害への備えについて、男女共同参画の視点からホームページや広報を通じて啓発します。	112	市民協働課	地域コミュニティリーダーに対しては、市政協力員会議および安全安心対策課所管の自主防災会会議において、男女共同参画視点での防災リーフレット「男女が共に支え助け合う地域防災体制づくりに向けて」を配布し啓発した。また、市民に対しては、当該リーフレットの完成版パンフレット「男女共同参画の視点でみる地域防災」を作成し、ホームページ上で広く周知を行った。さらに、市男女共同参画情報紙「風」52号(令和6年3月1日発行)において、女性が会長を務める市内双葉自治会における災害対応を特集。情報紙やホームページ等を通じ、広く市民に対し男女共同参画の啓発を図った。	A	引き続き、関係各課と連携しながら、男女共同参画視点での地域活動の重要性について意識啓発を図っていく。また、令和6年度はホームページの「電子回覧板」にも掲載し広く周知を図る。
	女性消防団員による地域子育て支援センターなどでの幼児防災教育パネルシアターや救命講習指導を実施します。また、100円均一ショップで備えられる防災・避難グッズを各種イベントで展示するなど、女性ならではの視点を活かした新たな防災啓発活動を推進します。			113	消防本部総務課	女性消防団員が参加した防災訓練や救命講習会における指導では、女性ならではのきめ細やかな指導に対し高い評価を得ている。また、参加女性の防災意識の高揚を図るとともに応急手当の普及啓発に努めることができた。さらに、総務省消防庁、日本消防協会などが主催する全国女性消防団員活性化石川大会に出席し、全国各地の女性消防団員による活動事例を学び、ノウハウを培うことができた。

施策の方向性 (20)防災施策・方針決定過程、防災現場における女性の参画拡大

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
施策・方針決定過程からの女性参画の推進	災害対応において男女双方の視点を十分に反映するため、男性の防災会議委員に対し、事前配布の会議議題資料等について、所属する各組織の女性の意見を吸い上げた上で防災会議に参加するよう働きかけます。	114	安全安心対策課	防災会議は、6月2日から3日にかけての双葉地区浸水災害を受けて、避難情報の発令基準等を見直すため開催した臨時会のみを、女性の意見を吸い上げた地域防災計画全般に係る修正は行わなかった。	—	令和6年度防災会議開催時には、女性視点の防災対策を含めた防災計画の更新が行えるよう取り組む。
女性の地域防災活動への参画推進	地域防災活動を支える町内会や自主防災組織に対し、避難訓練等を通じて男女共同参画視点に立った防災活動の重要性を啓発し、地域防災活動への女性の参画を促し、将来的に女性防災リーダーとして活躍できるようにつなげます。	115	市民協働課	市政協力員会議および安全安心対策課所管の自主防災会会議において、男女共同参画視点での防災リーフレット「男女が共に支え助け合う地域防災体制づくりに向けて」を配布し啓発した。また、当該リーフレットの完成版パンフレット「男女共同参画の視点でみる地域防災」を作成し、ホームページ上で広く市民へ周知を行った。	A	引き続き、関係各課と連携しながら、男女共同参画視点での地域活動の重要性について意識啓発を図っていく。また、令和6年度はホームページの「電子回覧板」にも掲載し広く周知を図る。
			安全安心対策課	防災訓練に参加された方の中には女性の方もおり、その方々からいただいた意見を基に、双方の視点にたった避難所運営の参考にしている。また、防災に関する出前講座では女性団体等も含まれており、防災における男女共同参画について周知を行っている。	B	引き続き出前講座や防災訓練を通し防災における男女共同参画を推進していく。
	地域の防災リーダーとして活動し、市の防災事業に貢献する防災士を育成するため、資格取得講座の受講料等の一部助成を行う「防災士育成事業補助金」の交付を通じ、性別を問わず多くの市民が防災士の資格を取得することを促進します。	116	安全安心対策課	女性の防災士資格取得者への補助金交付実績は無かったが、防災士資格の取得にかかるいばらき防災大学の募集案内について、各自主防災会長へ通知する際に女性の方の積極的な受講を促進した。	B	女性による防災士資格の取得促進に向けた啓発を行っていく。

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

●主要課題8 男女共同参画の視点に立った意識改革

施策の方向性 (21)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
情報発信と啓発活動の充実	あらゆる人に男女共同参画に関する理解が浸透するよう、多様な媒体を活用して広報・啓発活動を推進します。また、市の男女共同参画ホームページを充実させます。	117	市民協働課	市内の女性団体が作成した「取手市男女共同参画推進条例」子ども向けパンフレット(イラスト入りでわかりやすく解説したものを)をホームページに公開し周知するとともに、教育委員会を通じ、市内小中学校へも同団体のパンフレットを活用した「出前講座」を周知するなど、関心を持ってもらうきっかけづくりを行った。 また、同団体などに所属する市民を中心に組織された実行委員会へ男女共同参画イベント「女(ひと)と男(ひと)ともに輝くとりでの集い」を事業委託し、11月に実施。イベントを通じ意識高揚を図ることができた。なお、周知方法について、男女共同参画情報紙「風」や、市立小中学生の子をもつ保護者向けにスマホアプリなどを通じて効果的に発信した。	A	引き続き、様々な媒体による周知・啓発を図っていく。
	男女共同参画紙「風」を、引き続き市民編集員と共に作成し、市民目線での市内の男女共同参画に関する情報や多様な生き方・考え方について発信していきます。	118	市民協働課	市民編集員が市民目線で、市内の職場・家庭・地域での多様な生き方について、男女共同参画情報紙「風」を年2回(11月、3月)発行し情報発信を行った。併せてホームページにもデータ版を掲載し幅広い世代に対して情報を発信している。	A	引き続き、市民編集員の協力を得て、市民目線での情報を発信していく。より多くの人に情報が届くように努めていく。
	市政全般について、男女共同参画の視点から点検し、推進していく必要があることから、市職員に対して男女共同参画に関する研修や情報提供を実施します。	119	市民協働課	庁内グループウェアを通じ、職員向けに以下の情報を発信した。 ・窓口における多様性への配慮(お客様への呼び掛け方法) ・育児休業制度の理解度調査(制度の周知を兼ねたアンケート)	A	引き続き、職員に対して男女共同参画の視点をもって業務を行うよう周知・研修を実施していく。
	性別による固定的役割分担や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消について、市職員、市民、事業所に対し、広報やホームページを通じて啓発します。	120	市民協働課	性別による役割分担意識や無意識の思い込みの解消の一助とするため、誰もが簡単に利用できる、様々な「職業」や「社会生活場面」を想定した内閣府作成のフリーイラスト素材をホームページに掲載した。併せて、庁内グループウェアにおいて職員向けにもイラスト素材を公開し周知を図る。	A	引き続き、様々な媒体による周知・啓発を図っていく。
	市の男女共同参画計画や男女共同参画推進条例について、市民の理解や関心を深めるため、積極的な啓発を行います。	121	市民協働課	市内の女性団体が作成した「取手市男女共同参画推進条例」子ども向けパンフレット(イラスト入りでわかりやすく解説したものを)をホームページに公開し周知するとともに、教育委員会を通じ、市内小中学校へも同団体のパンフレットを活用した「出前講座」を周知するなど、関心を持ってもらうきっかけづくりを行った。	A	男女共同参画イベント等を通じ、市内女性団体の協力を得ながら、引き続き市民に対し、市の男女共同参画計画・条例を周知していく。

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
市民向け講座や講演会等の開催	市民の男女共同参画に関する関心を高めるため、11月の茨城県男女共同参画推進月間に市民有志で構成される実行委員会による「女と男ともに輝くとりでの集い」を実施します	122	市民協働課	11月12日(日)に開催。「未来へ輝く取手人(びと)」をテーマに、「取手で輝く人」のご紹介や、地元の私立高等学校吹奏楽部による演奏などを行った。小さなお子さんから高齢の方まで多くの人々が来場、参加された。	A	イベントの、より効果的な発信方法を模索しながら実行委員会と意見交換していく。
	男女共同参画を推進し、講座等の活動をしている市民団体等の育成と活動を支援します。また、そのような市民団体等との連携と交流について引き続き推進していきます。	123	市民協働課	市内の女性団体が作成した「取手市男女共同参画推進条例」子ども向けパンフレット(イラスト入りでわかりやすく解説したものをホームページに公開し周知するとともに、教育委員会を通じ、市内小中学校へも同団体のパンフレットを活用した「出前講座」を周知するなど、関心を持ってもらうきっかけづくりを行った。	A	引き続き、各団体の活動を支援していく。
	男性の、主に家事に対する意識改革を推進するための講座等を実施します。 (再掲→主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進、主要課題3(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進)	124	市民協働課	市民向けに誰でも”簡単・時短”で料理ができるをテーマとした市長による料理動画を作成し、市公式YouTubeで公開した。また、男女共同参画推進イベント「女と男ともに輝くとりでの集い」では市内で活躍する多くの団体・個人を紹介し、固定的性別役割分担意識の解消を図った。	A	市長料理動画は令和6年度以降、様々な媒体で効果的に発信していく。

施策の方向性 (22)人権尊重意識の啓発

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
人権意識を高めるための啓発事業の実施	市広報紙やホームページ等を活用し、市民に人権意識を高めるための情報を発信し、人権週間期間には、人権擁護委員と共に街頭啓発や公共施設にチラシを設置し、意識高揚を図り、人権尊重の理念に対する理解を深めます。	125	市民協働課	6月の人権委員の日に合わせ啓発活動、活動の内容はホームページや市広報に掲載を行った。また、12月の人権週間に市内街頭活動にてチラシ配布を行う等の啓発活動を実施した。人権相談のポスターを掲示することで相談事業の周知を行った。	A	引き続き、啓発活動や周知を行う。
	人権擁護委員による学校や地域に対する啓発活動(人権教室、人権の花運動等)を引き続き実施し、特に子どもたちに対し、他人への思いやりやいたわりの大切さ等を伝えていきます。	126	市民協働課	夏休み子どもクラブを対象に「人権教室」を実施し、全4回のべ149名の参加があった。また、人権の花運動については、子どもたちが協力して花を育てることを通じて、「命の大切さ」「相手への思いやり」の心を育む活動を行った。	A	引き続き、人権擁護委員と協力し啓発活動を行う。

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
相談体制の充実	市民から寄せられる相談は、年々増加するとともにその内容も複雑多様化していることから、人権相談をはじめとする各種相談について、関係各課及び国・県とも連携を図りながら、より迅速かつ適切に相談内容の解決に向けた取り組みの強化に努めます。	127	市民協働課	各種相談業務の開設を行うとともに、平日来庁が困難な市民に対し、休日合同相談会を年2回設けた。また、相談者の悩みや心配事を傾聴し、助言や国や県等の関係機関と連携を図り、問題解決に取り組んだ。	A	引き続き、相談体制を継続し、実施していく。
	教員や養護教諭、スクールカウンセラー等による、学校内における児童・生徒の悩みに対する相談体制について、男女共同参画の視点に配慮しながら整備充実を図ります。	128	教育総合支援センター	養護教諭、スクールカウンセラー、学年職員を中心としたケース会議や教育相談部会において、多様性や人権を配慮しながら会議の運営実施を図った。	A	今後も継続していく。

施策の方向性 (23)国際社会の取り組みへの理解と協力

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
国際交流の促進	国際交流活動への参加を促進するとともに、市民の海外派遣等を通じ、グローバル時代に対応できる多様な価値観の養成や多文化共生意識の醸成を図ります。	129	秘書課	取手市国際交流協会の協力により、市内3つの放課後子どもクラブにて、児童60名参加のもとで外国出身の講師による語学体験学習ができる講座を実施した。講座では、英語での挨拶の練習や、クイズ・ゲームを通じた英単語や発音の学習、また体を動かしながら英語の歌を歌うなど、児童たちが講師と一緒に遊びながら英語に親しんだ。	A	今年度の取組が非常に好評であったことから、次年度も引き続き講座を実施する。
	国際交流や国際協力を目的とした活動をする市民団体等の育成と活動を支援します。また、そのような市民団体等との連携と交流について引き続き推進していきます。	130	市民協働課	国際交流の分野で活動している団体に市民活動情報サイト「いきいきネットとりで」において活動情報を発信してもらい国際交流への活動につながるように支援した。また、ボランティアの担い手とボランティア参加希望者を結びつけるイベント「ボランティア体験・マッチングプログラム2023」を社会福祉協議会と共催。国際交流団体も参加し新たな担い手の育成を支援した。	A	国際交流・国際協力を目的とした活動に対し、所管課を中心に、間接的に連携・支援を行う。
		130	秘書課	取手市国際交流協会に対し、茨城県や県国際交流協会主催の会議や勉強会の案内を行い、参加を促した。また、近隣市国際交流協会主催で行われる日本語ボランティア養成講座についても情報共有を行い、参加を後押しした。	B	今後も団体育成に役立つ情報を幅広く収集し、市内国際交流団体へ提供する。
男女共同参画に関する国際理解の促進	男女共同参画を推進する条約や国際会議での成果、男女共同参画の先進国における事例などをホームページ等を通じ広く市民に提供し、関係機関と連携しながら意識啓発を図ります。	131	市民協働課	ホームページにて「世界から見た日本の男女共同参画」と題したページを掲載し、ジェンダーギャップ指数などの現状について情報提供した。	B	引き続き実施していく。

●主要課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進
 施策の方向性 (24)子どもの頃からの男女共同参画の理解と意識啓発

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
教育の場における男女共同参画の推進	人権の尊重、男女平等、相互理解・協力についての指導の充実を図るとともに、教科書等の教材においても適切な配慮がなされるように留意します。	132	指導課	学校で行う全ての教育活動を通して、人権意識を高める指導を行った。保健の学習では、男女の区別なく一緒に、体の機能について学習した。また、特別な教科 道徳では、親切、思いやり、友情、信頼、相互理解の授業を行い、啓発を図った。	A	今後も道徳を中心としながら、SDG'sの視点を踏まえた男女共同参画の意識を高める。
	中学校においては、固定的な性別役割分担意識にとらわれずに、主体的に進路を選択できるような進路指導に努めます。	133	指導課	現在の中学校の生徒は、固定的な性別役割分担意識はほとんど感じておらず、生徒一人一人がキャリア教育での学びを生かしながら主体的に進路選択した。	A	今後もキャリア教育の充実を図りながら、主体的な進路選択ができるように努める。
	乳幼児の保育や幼児教育において、性別にかかわらず、一人ひとりの個性や能力が育まれるよう、男女共同参画の視点に配慮した保育及び教育を実施します。	134	子育て支援課	保育・教育現場において、保育士や保育従事者等は性別により言葉かけや対応を変えることなく、1人1人の個性を大切にしたいと心掛けている。	A	引き続き実施する。
			学務課	教育現場において、幼稚園教諭は性別により言葉かけや対応を変えることなく、1人1人の個性を大切にしたいと心掛けている。	A	引き続き実施していく。
公立学校において、人権尊重に基づいた男女平等教育を実践するため、男女混合名簿の使用や児童・生徒の呼び方を「〇〇さん」と統一することを継続実施します。	135	指導課	全ての公立学校において、男女混合の名簿を使用している。また、教職員が児童・生徒の名前を呼ぶ場面では、男女を問わず「さん」と呼ぶなど、教職員の意識を高めることで、人権尊重に基づく男女平等教育を推進した。	A	今後も学校で行う全ての教育活動を通して、人権感覚が高まるように努めていく。	
教職員に対する男女共同参画に関する意識啓発	県教育委員会等が主催する人権教育や性教育、男女共同参画の視点を養うための研修等への教職員の積極的な参加を促進します。	136	教育総合支援センター ⇒令和6年度から指導課	各学校に対し、人権教育全体計画、人権教育推進計画の策定を行うように働きかけた。市教育研究会人権教育研究部と共同で性的マイノリティに関する研修会を行い多くの教職員への参加を促した。	A	生命の安全教育に関する講演会を継続的に実施していく。(令和6年度から指導課事業)
	教職員を始め、保護者、児童・生徒に向け、11月の茨城県男女共同参画推進月間を実施する男女共同参画啓発事業の資料等、男女共同参画に関する啓発物の配布や周知をし、男女共同参画に関する意識を高めます。	137	市民協働課	市内の女性団体などに所属する市民を中心に組織された実行委員会へ男女共同参画イベント「女(ひと)と男(ひと)ともに輝く！での集い」を事業委託し、11月に実施。イベントを通じ意識高揚を図ることができた。なお、周知方法について、男女共同参画情報紙「風」や、市立小中学生の子をもつ保護者向けにスマホアプリなどを通じて効果的に発信した。	A	今後も、多くの子ども達に興味・関心を持ってもらえるようなイベント等の啓発活動を実施していく。

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
家庭・地域社会における男女共同参画の推進	男性の、主に家事に対する意識改革を推進するための講座等を実施する際に、子どももいっしょに参加できる講座を企画したり、講座で学んだことを家庭で実践することを促す等の取り組みをします。 (再掲⇒主要課題3(6)家庭生活における男女共同参画の推進、主要課題3(8)男性の家事・育児・介護への参加の促進、主要課題8(21)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進)	138	市民協働課	市民向けに誰でも”簡単・時短”で料理ができるをテーマとした市長による料理動画を作成し、市公式YouTubeで公開した。また、男女共同参画推進イベント「女と男ともに輝くとりでの集い」では市内で活躍する多くの団体・個人を紹介し、固定的性別役割分担意識の解消を図った。	A	市長料理動画は令和6年度以降、様々な媒体で効果的に発信していく。
	地域団体等へ市男女共同参画紙「風」を配布するなど、地域活動の場における男女共同参画の醸成に取り組めます。 (再掲⇒主要課題3(7)地域社会における男女共同参画の推進)	139	市民協働課	市男女共同参画情報紙「風」51号(令和5年11月1日発行)において、女性が会長を務める市内小学校のPTA改革を特集。同じく「風」52号(令和6年3月1日発行)において、女性が会長を務める市内双葉自治会における災害対応を特集。情報紙やホームページ等を通じ、広く市民に対し男女共同参画の啓発を図った。	A	引き続き、効果的な周知啓発に努め、男女共同参画の啓発を図っていく。
情報を活用できる能力の向上促進	児童・生徒がメディアからの情報を主体的に読み解き、判断できる能力を向上させるための支援、啓発を引き続き実施します。	140	指導課	外部講師を招いて情報モラル教育や、文部科学省で推奨するデジタル・シティズンシップ教育を行い、メディアから正しい情報を取捨選択し、正しく活用する能力の育成に努めた。また、生成AIの活用について通知を発行するなど、児童・生徒及び保護者の理解促進に努めた。	A	今後もデジタル・シティズンシップ教育の推進を図っていく。

施策の方向性 (25)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
多様な選択を可能にするための教育現場における支援の実施	家庭の経済状況等によって進学機会や学習・意欲の差が生じないように相談体制の整備や取り組みを推進します。	141	指導課	教育相談部会システムを推進することで、学校における教育相談体制を強化し、児童・生徒の困り感に寄り添う支援を実践できた。さらに、進路指導に関しては、個別面談を充実させ、チームで支援できるようにした。	A	今後も教育相談部会システムを柱に、個別面談の充実を図りながら、相談体制の強化を図っていく。
	教員や養護教諭、スクールカウンセラー等による、学校内における児童・生徒の悩みに対する相談体制について、男女共同参画の視点に配慮しながら整備充実を図ります。 (再掲⇒主要課題8(22)人権尊重意識の啓発)	142	教育総合支援センター	養護教諭、スクールカウンセラー、学年職員を中心としたケース会議や教育相談部会において、多様性や人権を配慮しながら会議の運営実施を図った。	A	今後も継続していく。

具体的施策	取り組み内容	No.	担当課	令和5年度実績	進捗度	今後の方向性・改善点
子どもたちの自立に向けた力の育成支援	体験学習や就業体験などの体験的な学習の機会を子ども達へ提供し、性別等にとらわれず、児童・生徒一人ひとりの能力や適性を重視した職業観の醸成やキャリア形成支援を図ります。	143	指導課	新型コロナウイルス感染症が第5類に移行したことで、学校や地域における体験学習が実施できるようになり、児童・生徒一人ひとりの能力や職業観を醸成することができた。	A	今後も体験学習の充実を図り、児童・生徒一人ひとりの能力や適性を重視した職業観の醸成やキャリア形成支援を図っていく。
	ヤングケアラー※1について、教育機会の確保が得られるよう、ヤングケアラーに関わる可能性がある教育機関等が支援します。また教育機関等が受けた相談を適切に福祉部門へつなぎ、心身の健やかな成長及びその自立に向け、連携して支援できる体制を構築します。 ※1 ヤングケアラーとは…本来大人担うと想定されている家族の介護やケア、家事など身の回りの世話を日常的に行っている18歳未満の子どものこと。	144	指導課	教育相談システムを推進することで、学校における教育相談体制を強化し、児童・生徒の困り感に寄り添った支援を行うことができた。また、チーム指導や全員担任制、教育相談部会システム等を生かして、児童・生徒の小さな変化に気付いてチームで支援ができるようにした。	A	今後もチーム指導、全員担任生、教育相談部会システムを柱に、児童・生徒の小さな変化に気付いてチームで支援できるようにする。
生涯学習分野における男女共同参画の推進	家庭生活等、男女共同参画に関連する学習を提供できる人材も登録しているリーダーバンク制度を継続実施し、市民の男女共同参画に関する学習活動を支援します。また、男女共同参画所管課では、男女共同参画業務に携わった人材や団体がリーダーバンク制度に登録するように促します。	145	生涯学習課	リーダーバンクに約60名が登録し、約7割が女性登録者である。	B	今後も継続して実施していく。
			市民協働課	市内の女性団体に対し、生涯学習課所管「リーダーバンク制度」への登録について御案内を行い、結果、登録された。	A	男女共同参画に携わっている団体等に対し、「リーダーバンク制度」への登録を促すと共に、市民に対しても、講座を利用いただけるよう周知に努める。
	女性が自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画できるよう、また、社会背景に沿った幅広い知識・教養を身に付けられるよう、公民館において女性学級を実施します。	146	生涯学習課	八重洲、小文間、永山、寺原、井野、戸頭、白山、中央タウンで女性学級を実施した。豊かな人間性を培うと共に、社会背景に沿った幅広い教養を身につけた。	A	引き続き、女性としての豊かな人間性を高める学習の機会を提供する。

第3部 施策の数値目標項目の推進状況

数値目標の達成状況

基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり

●主要課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大

項目	R2年度現況値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	目標値R8	達成率	備考	増減理由(大幅に変動があった場合)
市の各種審議会等における女性委員の割合	29.5%	32.9%	28.8%				35.0%以上	82.3%	市民協働課調べ【事業番号1】	
市の管理職のうち、女性職員の割合	13.4%	14.0%	8.3%				25.0% ※特定事業主行動計画令和7年度目標値より	33.2%	人事課調べ(特定事業主行動計画)【事業番号3】	女性管理職の退職による

●主要課題2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備

項目	R2年度現況値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	目標値R8	達成率	備考	増減理由(大幅に変動があった場合)
ワーク・ライフ・バランスの言葉の認知度	43.8%						50%以上		市民協働課調べ【事業番号1】	市民意識調査は5年に1度(次期計画策定前年度(開始2年前))
市職員の年次有給休暇平均取得日数	13.0日	13.6日	14.2日				14.0日 ※特定事業主行動計画令和7年度目標値より	101.4%	人事課調べ(特定事業主行動計画)【事業番号3】	

●主要課題3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進

項目	R2年度現況値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	目標値R8	達成率	備考	増減理由(大幅に変動があった場合)
家庭における男女の平等感 ①「平等と思う」割合 ②「平等と思う」割合の男女差	①26.3% ②11.4ポイント女性が少ない						①36%以上 ②8ポイント差以内		市民協働課調べ(市民意識調査)【事業番号39】	市民意識調査は5年に1度(次期計画策定前年度(開始2年前))
男性の家事に費やす平均時間(1日あたり)	平日42.4分 休日67.6分						平日60分 休日90分		市民協働課調べ(市民意識調査)【事業番号49】	市民意識調査は5年に1度(次期計画策定前年度(開始2年前))

基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

●主要課題4 あらゆる暴力を許さない社会づくり

項目	R2年度現況値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	目標値R8	達成率	備考	増減理由(大幅に変動があった場合)
相談従事者のDVIに関する研修参加回数	年0回	年1回	年1回				年1回	100.0%	子育て支援課調べ【事業番号59】	
受けたDVIについて「どこに相談してよいかわからなかった」と答える人の割合	11.9%						10%未満		市民協働課調べ(市民意識調査)【事業番号54】	市民意識調査は5年に1度(次期計画策定前年度(開始2年前))

●主要課題5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援

項目	R2年度現況値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	目標値R8	達成率	備考	増減理由(大幅に変動があった場合)
高等職業訓練促進給付金等事業受給者数	5人/年	3人/年	6人/年				9人/年	66.7%	子育て支援課調べ【事業番号71】	ハローワークとの連携により、求職活動をしている方の申し込みが増えた(R5:新規4、継続2)
地域包括支援センター総合相談件数(延件数※)	26,993件/年	44,357件/年	43,469件/年				36,000件/年	120.7%	高齢福祉課調べ【事業番号82】	
障害者の就労支援・通所支援対応者数	649人	801人	832人				914人	91.0%	障害福祉課調べ【事業番号85】	

※延件数とは…同じ人が複数回相談した件数の足し上げ

●主要課題6 生涯にわたる健康の支援

項目	R2年度現況値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	目標値R8	達成率	備考	増減理由(大幅に変動があった場合)
子宮がん検診受診率	7.4%	12.5%	8.4%				9.5%	88.4%	保健センター調べ【事業番号100】	
乳がん検診受診率	9.1%	37.3%	25.4%				13.6%	186.8%	保健センター調べ【事業番号100】	
前立腺がん検診受診率	14.0%	17.0%	17.3%				18.0%	96.1%	保健センター調べ【事業番号100】	
肺がん検診受診率	17.8%	22.3%	12.8%				29.3%	43.7%	保健センター調べ【事業番号100】	
大腸がん検診受診率	7.9%	11.6%	11.6%				10.0%	116.0%	保健センター調べ【事業番号100】	
プレマ・プレバ教室参加者数(延人数※)	214人	399人	390人				230人	169.6%	保健センター調べ【事業番号107】	

※延件数とは…同じ人が複数回相談した件数の足し上げ

●主要課題7 男女共同参画の視点に立った防災対策

項目	R2年度現況値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	目標値R8	達成率	備考	増減理由(大幅に変動があった場合)
女性の防災士資格取得人数	累計4人	2人(累計6人)	0人(累計6人)				累計10人	60.0%	安全安心対策課調べ(市防災士育成事業補助金交付者より算出)【事業番号116】	

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

●主要課題8 男女共同参画の視点に立った意識改革

項目	R2年度現況値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	目標値R8	達成率	備考	増減理由(大幅に変動があった場合)
「男性は仕事、女性は家庭を守るべき」という考えに対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と思う人の割合について、50歳代以上と思う人の割合	50歳代以上 ・「そう思う」平均2.4% ・「どちらかといえばそう思う」平均15.4%						令和2年度比較で減少		市民協働課調べ(市民意識調査)【事業番号120】	市民意識調査は5年に1度(次期計画策定前年度(開始2年前))
市の男女共同参画事業の認知度	・取手市男女共同参画計画 9.8% ・取手市男女共同参画推進条例 6.9% ・取手市男女共同参画紙「風」 7.1%						・取手市男女共同参画計画 15.0% ・取手市男女共同参画推進条例 12.0% ・取手市男女共同参画紙「風」 12.0%		市民協働課調べ(市民意識調査)【事業番号121】	市民意識調査は5年に1度(次期計画策定前年度(開始2年前))
人権教室への参加者数	686名※ ※令和2年度はコロナ禍の影響で中止したため、令和元年度の実績	0名	149名				720名	20.7%	市民協働課調べ【事業番号126】	コロナ空けで事業を再開したが、実施校数についてはコロナ明けから見直し(事業縮小)実施

●主要課題9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

項目	R2年度現況値	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	目標値R8	達成率	備考	増減理由(大幅に変動があった場合)
教育相談部会を定期的に実施している公立学校数	小学校14校 中学校 6校	小学校14校 中学校6校	小学校14校 中学校6校				小学校14校 中学校 6校	100.0%	教育総合支援センター調べ【事業番号142】	
職場体験学習や外部人材を招いたキャリア教育を実施している公立学校数	小学校9校 中学校6校 ※令和元年度現況値	小学校3校 中学校5校	小学校4校 中学校6校				小学校14校 中学校 6校	50.0%	指導課調べ【事業番号143】	
学校における男女の平等感「平等と思う」割合	61.3%						70%以上		市民協働課調べ(市民意識調査)【事業番号137】	市民意識調査は5年に1度(次期計画策定前年度(開始2年前))

資 料

取手市男女共同参画に関する市民意識調査結果(抜粋)

- ・男女の地位に対する意識
- ・家事に費やしている時間
- ・育児に費やしている時間
- ・介護・看護に費やしている時間
- ・男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度

取手市男女共同参画推進条例

取手市男女共同参画推進条例施行規則

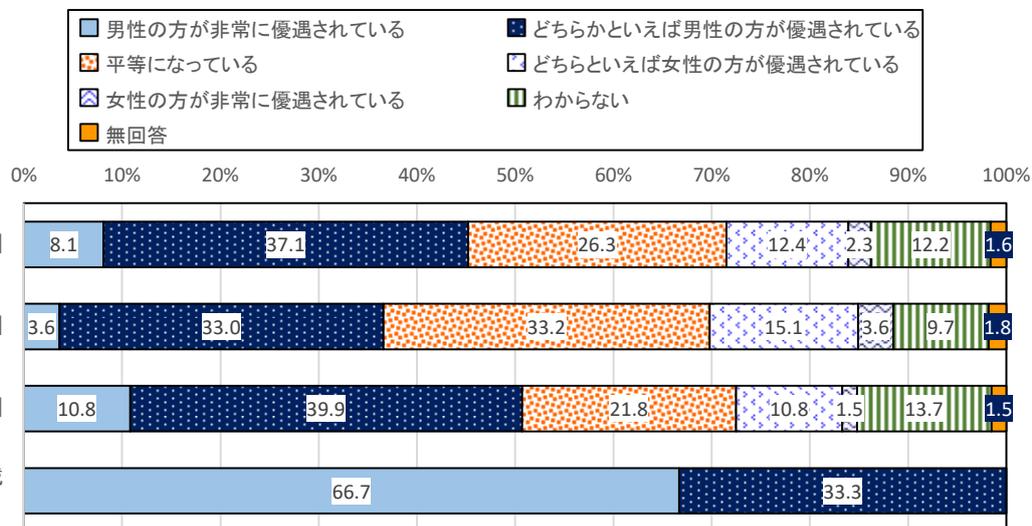
取手市男女共同参画苦情処理体制フロー図

取手市
男女共同参画に関する市民意識調査
【令和2年10月実施】
調査結果報告書(抜粋)

(2) 男女の地位に対する意識

問 10 次にあげる分野において、男女の地位はどのようになっていると思いますか。(①～④)についてそれぞれ該当する「1～6」に○を1つ)

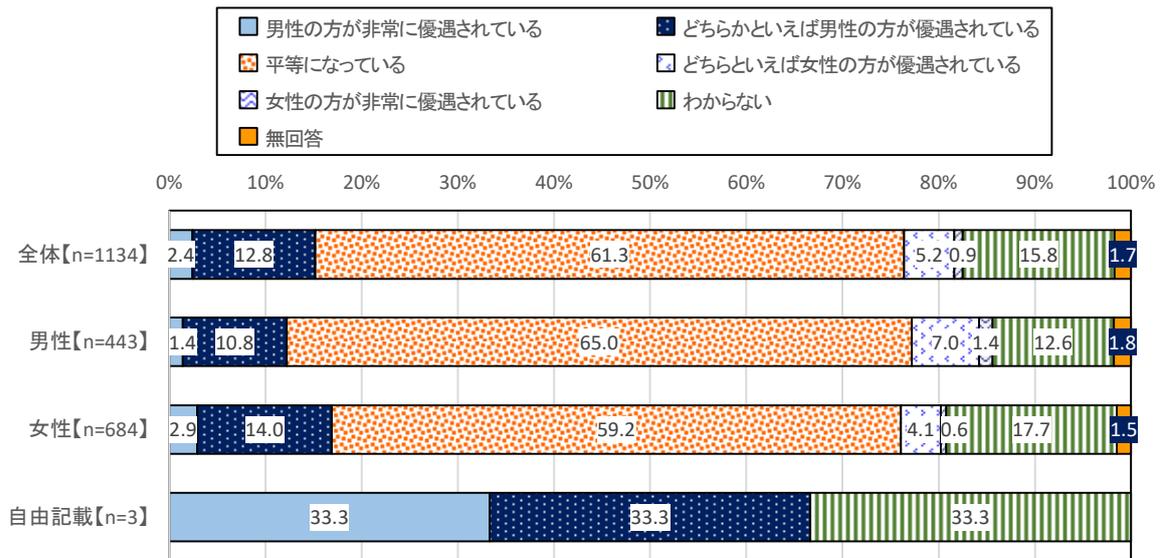
①家庭生活



『①家庭生活』における男女の地位に対する意識について、全体では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(37.1%)が最も多く、次いで、「平等になっている」(26.3%)、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」(12.4%)、「男性の方が非常に優遇されている」(8.1%)、「女性の方が非常に優遇されている」(2.3%)となっている。一方、12.2%は「わからない」と回答している。

男女別にみると、男性では「平等になっている」(33.2%)が僅差で「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(33.0%)を上回った。女性では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」(39.9%)が最も多くなっている。

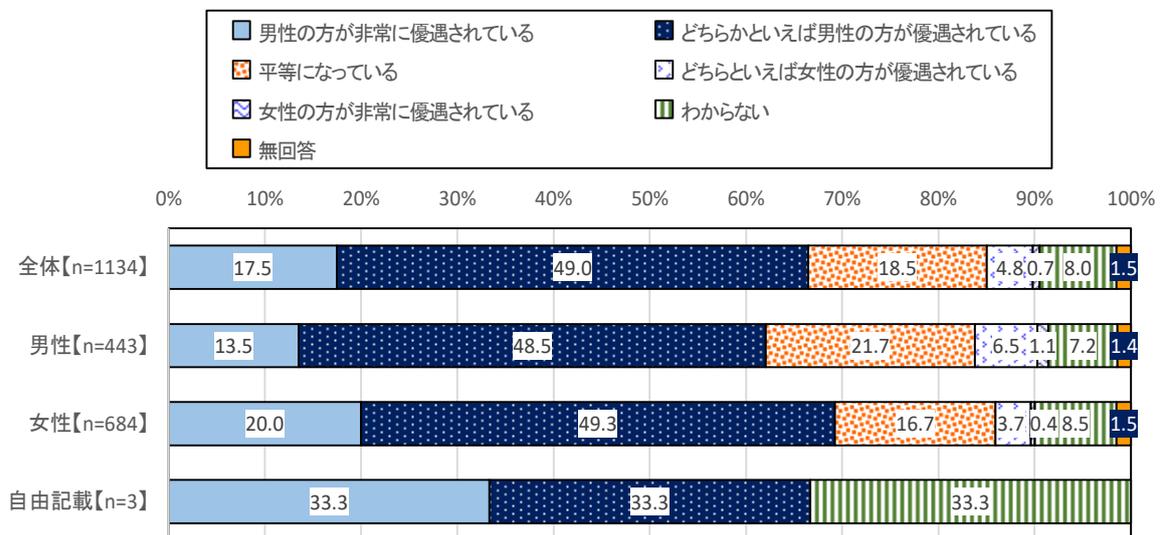
②学校教育



『②学校教育』における男女の地位に対する意識について、全体では「平等になっている」（61.3%）が半数を占めている。次いで、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（12.8%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」（5.2%）、「男性の方が非常に優遇されている」（2.4%）、「女性の方が非常に優遇されている」（0.9%）となっている。一方、15.8%は「わからない」と回答している。

男女別にみると、男性、女性ともに「平等になっている」が最も多くなっている。

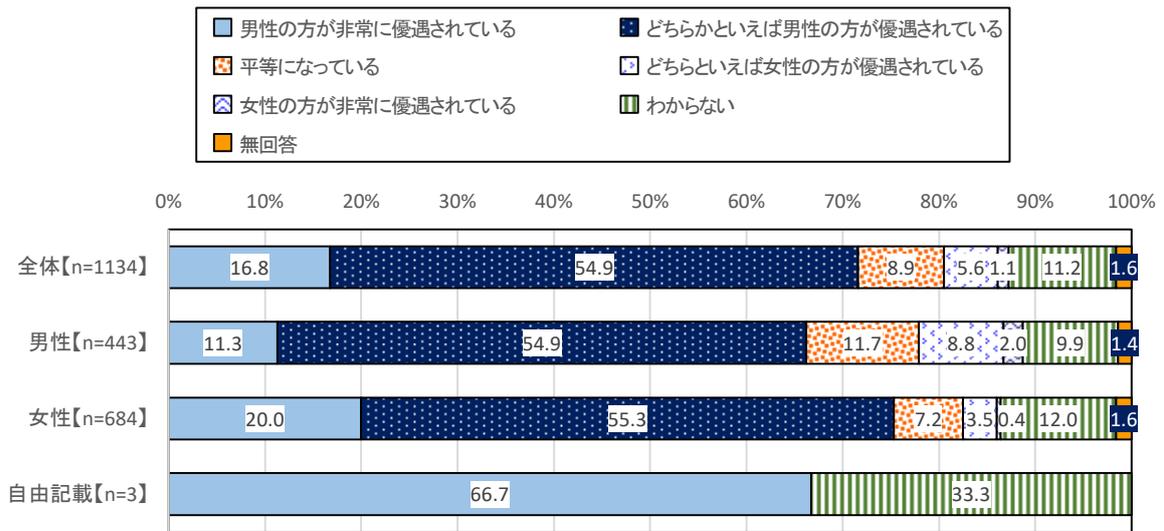
③職場



『③職場』における男女の地位に対する意識について、全体では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（49.0%）が最も多くなっており、次いで、「平等になっている」（18.5%）、「男性の方が非常に優遇されている」（17.5%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」（4.8%）、「女性の方が非常に優遇されている」（0.7%）の順となっている。一方、8.0%は「わからない」と回答している。

男女別にみると、男性、女性ともに「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も多くなっている。

④社会全体



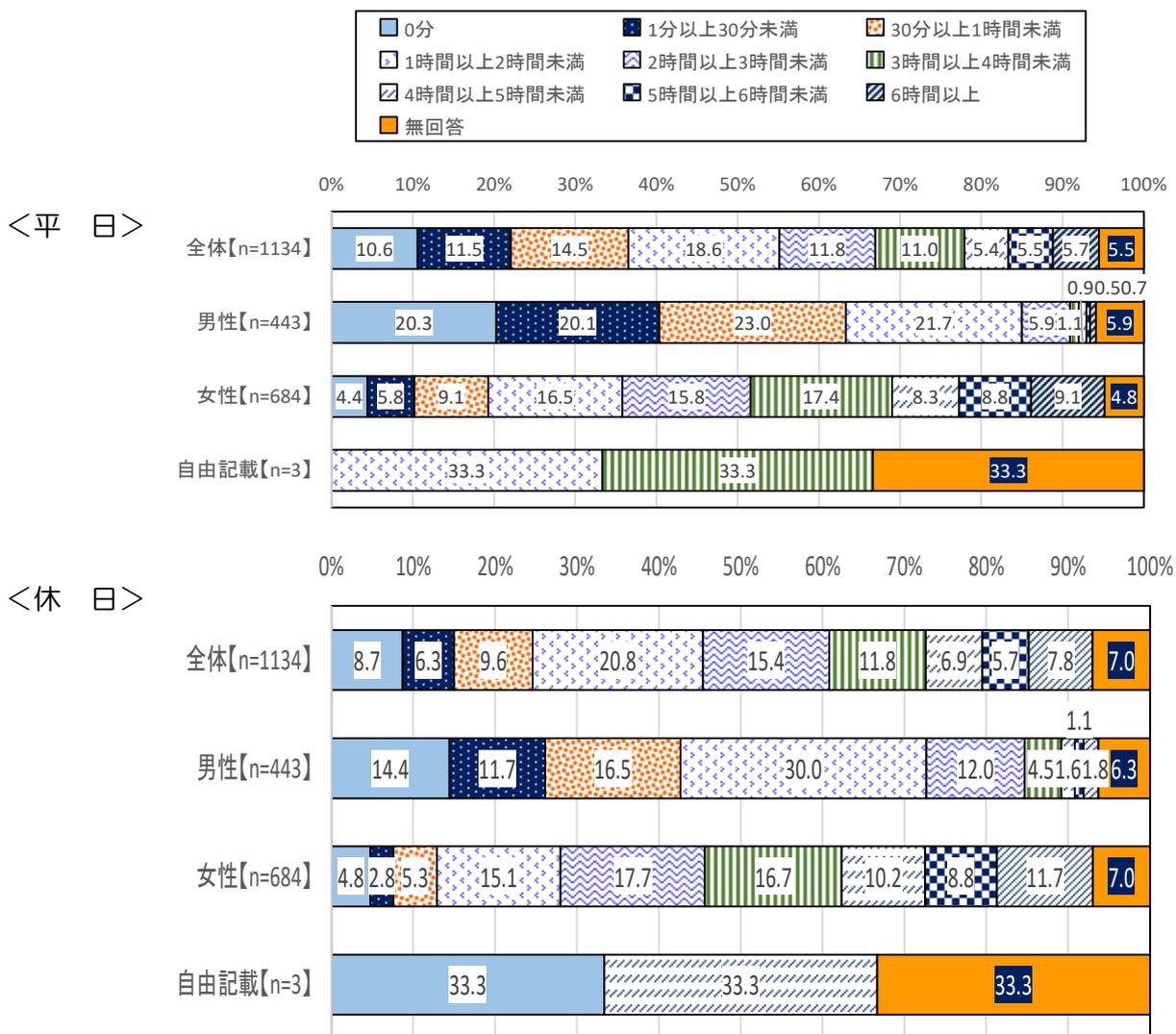
『④社会全体』における男女の地位に対する意識について、全体では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」（54.9%）が半数を占めている。次いで、「男性の方が非常に優遇されている」（16.8%）、「平等になっている」（8.9%）、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」（5.6%）、「女性の方が非常に優遇されている」（1.1%）の順となっている。一方、11.2%は「わからない」と回答している。

男女別にみると、男性、女性ともに「どちらかといえば男性の方が優遇されている」が最も多くなっているが、次点では、男性は「平等になっている」（11.7%）が僅差で「男性の方が非常に優遇されている」（11.3%）を上回ったが、女性は「男性の方が非常に優遇されている」（20.0%）となっている。

(3) 家事に費やしている時間

問 11 次にあげる①～③について、あなたはどれくらい時間をかけていますか。平日（月曜日～金曜日）、休日（土曜日、日曜日、祝日）それぞれの1日あたり平均時間をご記入ください。

①家事



平日に家事に費やす時間は、全体では「1時間以上2時間未満」（18.6%）が最も多く、男性では「30分以上1時間未満」（23.0%）、女性では「3時間以上4時間未満」（17.4%）が最も多い。

休日に家事に費やす時間は、全体では「1時間以上2時間未満」（20.8%）が最も多く、男性では「1時間以上2時間未満」（30.0%）、女性では「2時間以上3時間未満」（17.7%）が最も多い。

●家事に費やす平均時間（1日あたり）

<男女別>

	平日	休日
全体【n=1077】	115.4分（1.9時間）	136.8分（2.3時間）
男性【n=421】	42.4分（0.7時間）	67.6分（1.1時間）
女性【n=652】	162.8分（2.7時間）	181.8分（3.0時間）
自由記載【n=2】	120.0分（2.0時間）	120.0分（2.0時間）

※時間数の無回答は除いて算出。

なお、性別未回答者がいるため、男性と女性の合計人数は全体人数とはならない。（下表も同じ）

家事に費やす1日あたりの平均時間は、全体では、平日が115.4分（1.9時間）、休日が136.8分（2.3時間）となっている。

男女別にみると、平日／休日のいずれについても、女性のほうが男性よりも家事に費やす時間は長くなっている。

▶既婚未婚別

《未婚者（離婚・死別を含む）》

	平日	休日
全体【n=420】	60.8分（1.0時間）	80.5分（1.3時間）
男性【n=184】	39.3分（0.7時間）	51.1分（0.9時間）
女性【n=235】	77.6分（1.3時間）	103.4分（1.7時間）
自由記載【n=1】	60.0分（1.0時間）	0.0分（0.0時間）

《既婚者（事実婚を含む）》

	平日	休日
全体【n=646】	152.0分（2.5時間）	174.8分（2.9時間）
男性【n=231】	44.7分（0.7時間）	81.2分（1.4時間）
女性【n=414】	211.9分（3.5時間）	226.9分（3.8時間）
自由記載【n=1】	180.0分（3.0時間）	240.0分（4.0時間）

平日／休日のいずれにおいても、男性、女性ともに「既婚者（事実婚を含む）」のほうが家事に費やす時間は長く、中でも女性はその傾向が顕著となっている。

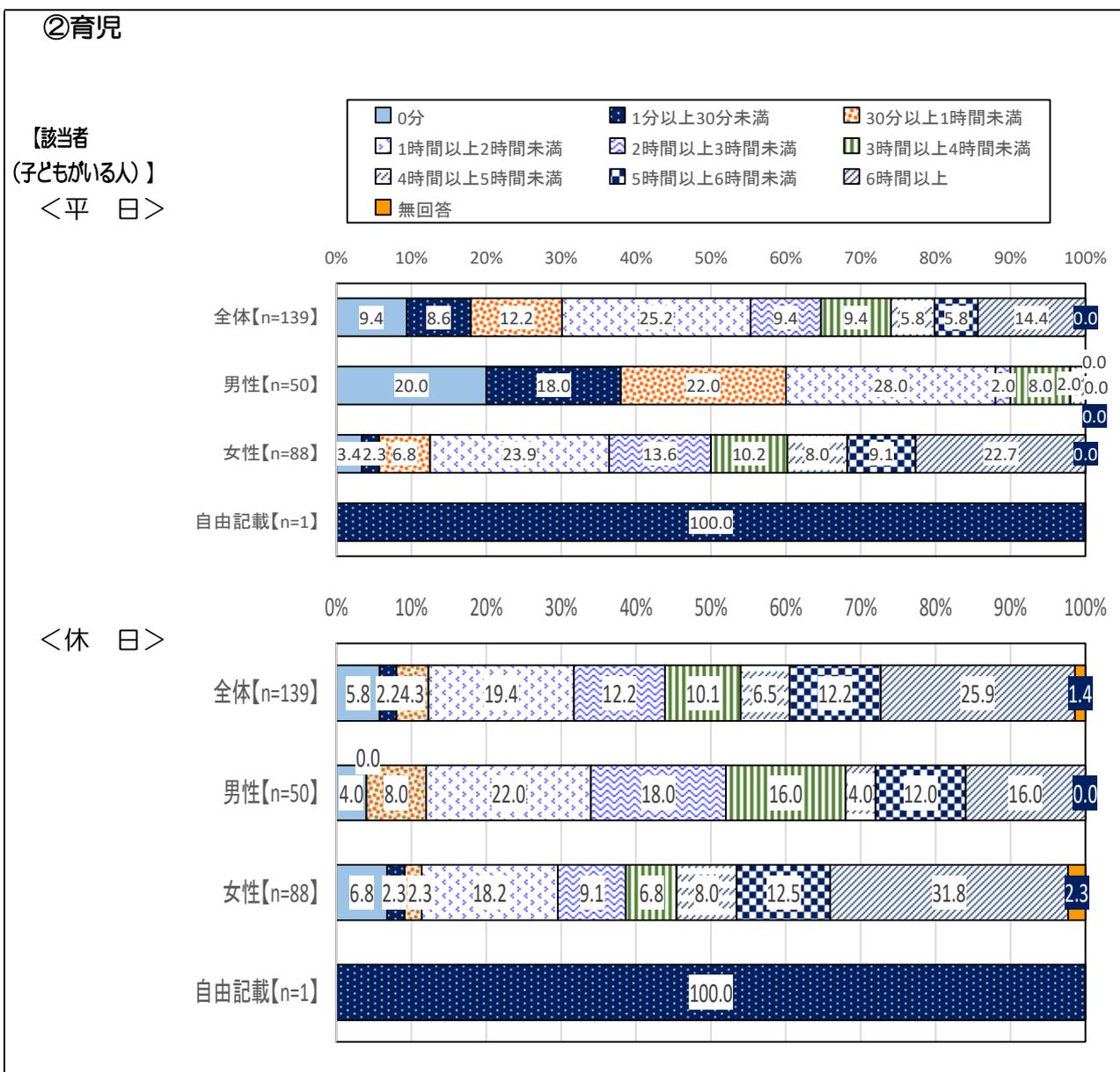
<年代別>

	平 日	休 日
18～19 歳 【n=26】	39.8 分 (0.7 時間)	47.3 分 (0.8 時間)
20～24 歳 【n=87】	36.6 分 (0.6 時間)	41.0 分 (0.7 時間)
25～29 歳 【n=89】	76.0 分 (1.3 時間)	100.9 分 (1.7 時間)
30～34 歳 【n=85】	91.5 分 (1.5 時間)	118.6 分 (2.0 時間)
35 ～ 39 歳 【n=125】	129.0 分 (2.2 時間)	145.5 分 (2.4 時間)
40～44 歳 【n=85】	151.7 分 (2.5 時間)	171.0 分 (2.9 時間)
45 ～ 49 歳 【n=131】	120.7 分 (2.0 時間)	149.8 分 (2.4 時間)
50 ～ 54 歳 【n=135】	131.7 分 (2.2 時間)	169.9 分 (2.8 時間)
55～59 歳 【n=117】	132.9 分 (2.2 時間)	163.2 分 (2.7 時間)
60～64 歳 【n=73】	147.5 分 (2.5 時間)	176.0 分 (2.9 時間)
65 ～ 69 歳 【n=121】	134.7 分 (2.2 時間)	133.7 分 (2.2 時間)

※時間数の無回答は除いて算出。

年代別にみると、年代階層が上がるにつれて家事に費やす時間は長くなっている。

(4) 育児に費やしている時間



育児に該当する子どもがいる割合は、全体では12.3%、男性では11.3%、女性では12.9%となっている。

平日に育児に費やす時間は、全体では「1時間以上2時間未満」(25.2%)が最も多くなっている。男女別でも男性、女性のいずれも「1時間以上2時間未満」が最も多くなっている。次点は、男性が「30分以上1時間未満」(22.0%)であるのに対し、女性は「6時間以上」(22.7%)となっている。

休日に育児に費やす時間は、全体では「6時間以上」(25.9%)が最も多い。男女別では、男性は「1時間以上2時間未満」(22.0%)、女性では「6時間以上」(31.8%)が最も多い。

●育児に費やす平均時間（1日あたり）

<男女別>

	平 日	休 日
全体【n=139】	175.8分（2.9時間）	263.5分（4.4時間）
男性【n=50】	50.0分（0.8時間）	212.0分（3.5時間）
女性【n=88】	249.1分（4.2時間）	295.6分（4.9時間）
自由記載【n=1】	10.0分（0.2時間）	10.0分（0.2時間）

※時間数の無回答は除いて算出。

なお、性別未回答者がいるため、男性と女性の合計人数は全体人数とはならない。

育児に費やす1日あたりの平均時間は、全体では、平日が175.8分（2.9時間）、休日が263.5分（4.4時間）となっている。

男女別にみると、平日／休日のいずれについても、女性のほうが男性よりも育児に費やす時間は長くなっている。

<年代別>

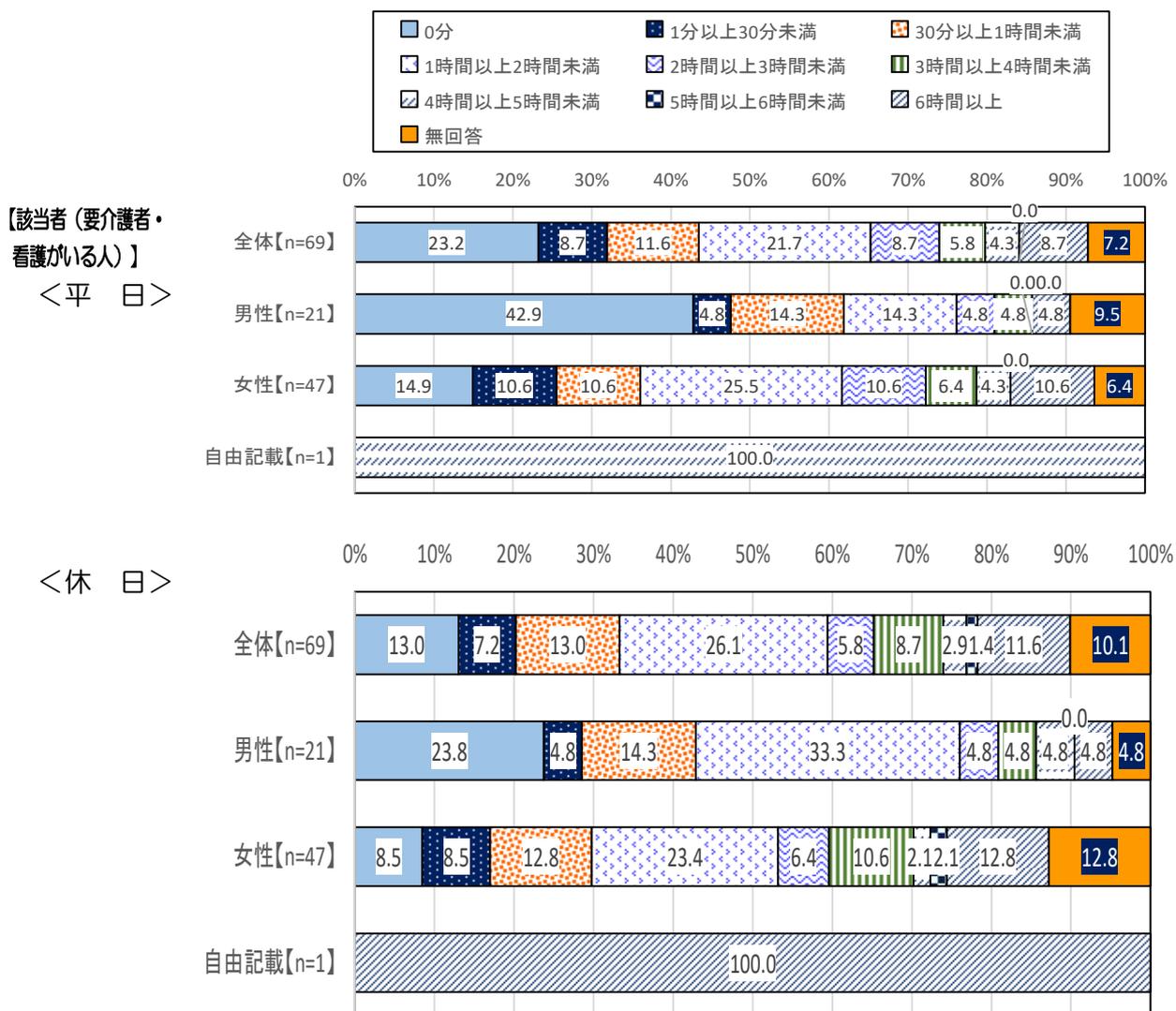
	平 日	休 日
18～19歳【n=1】	150.0分（2.5時間）	150.0分（2.5時間）
20～24歳【n=0】	—	—
25～29歳【n=10】	407.0分（6.8時間）	573.2分（9.6時間）
30～34歳【n=18】	261.3分（4.4時間）	351.3分（5.9時間）
35～39歳【n=45】	214.3分（3.6時間）	271.6分（4.5時間）
40～44歳【n=28】	117.9分（2.0時間）	218.6分（3.6時間）
45～49歳【n=23】	71.5分（1.2時間）	201.7分（3.4時間）
50～54歳【n=12】	64.2分（1.1時間）	112.5分（1.9時間）
55～59歳【n=1】	90.0分（1.5時間）	90.0分（1.5時間）
60～64歳【n=1】	60.0分（1.0時間）	0.0分（0.0時間）
65～69歳【n=0】	—	—

※時間数の無回答は除いて算出。

年代別にみると、平日／休日ともに「25～29歳」において、育児に費やす時間は最も長くなっている。

(5) 介護・看護に費やしている時間

③介護・看護



介護・看護に該当する家族がいる割合は、全体では6.1%、男性では4.7%、女性では6.9%となっている。

平日に介護・看護に費やす時間は、全体では「0分」（23.2%）が最も多い。男女別で見ると、男性は「0分」（42.9%）、女性では「1時間以上2時間未満」（25.5%）が最も多い。

休日に介護・看護に費やす時間は、全体では「1時間以上2時間未満」（26.1%）が最も多い。男女別では、男性、女性いずれも「1時間以上2時間未満」が最も多い。

●介護・看護に費やす平均時間（1日あたり）

<男女別>

	平日	休日
全体【n=67】	108.9分（1.8時間）	146.6分（2.4時間）
男性【n=20】	49.5分（0.8時間）	74.5分（1.2時間）
女性【n=46】	131.8分（2.2時間）	173.2分（2.9時間）
自由記載【n=1】	240.0分（4.0時間）	360.0分（6.0時間）

※時間数の無回答は除いて算出。

なお、性別未回答者がいるため、男性と女性の合計人数は全体人数とはならない。

介護・看護に費やす1日あたりの平均時間は、全体では、平日が108.9分（1.8時間）、休日が146.6分（2.4時間）となっている。

男女別にみると、平日／休日のいずれにおいても、女性のほうが男性よりも介護・看護に費やす時間は長くなっている。

<年代別>

	平日	休日
18～19歳【n=1】	0.0分（0.0時間）	0.0分（0.0時間）
20～24歳【n=1】	10.0分（0.2時間）	10.0分（0.2時間）
25～29歳【n=7】	33.6分（0.6時間）	44.3分（0.7時間）
30～34歳【n=1】	240.0分（4.0時間）	360.0分（6.0時間）
35～39歳【n=2】	60.0分（1.0時間）	90.0分（1.5時間）
40～44歳【n=7】	32.9分（0.5時間）	34.3分（0.6時間）
45～49歳【n=7】	98.6分（1.6時間）	62.7分（1.0時間）
50～54歳【n=11】	90.0分（1.5時間）	125.5分（2.1時間）
55～59歳【n=13】	98.4分（1.6時間）	135.4分（2.3時間）
60～64歳【n=8】	252.5分（4.2時間）	297.5分（5.0時間）
65～69歳【n=9】	168.9分（2.8時間）	306.7分（5.1時間）

※時間数の無回答は除いて算出。

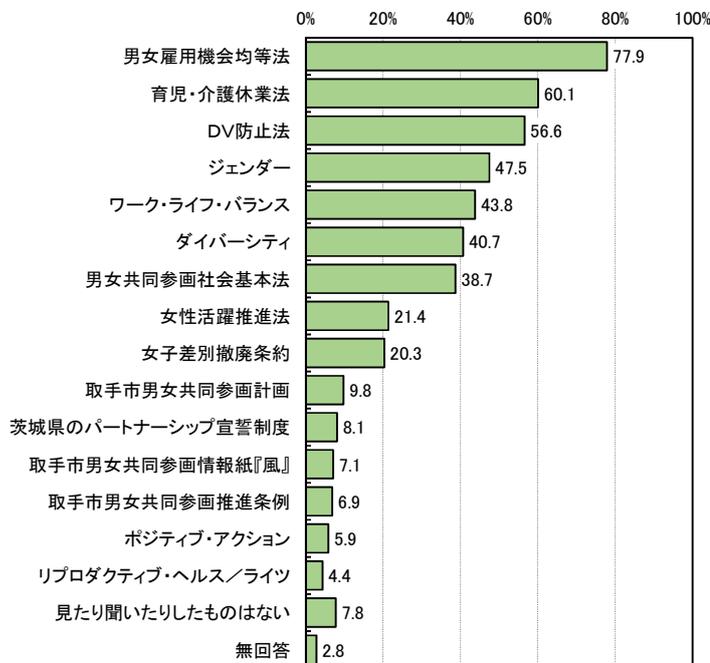
年代別にみると、年齢階層が上がるにつれて、介護・看護に費やす時間も長くなっている。

9 男女共同参画社会について

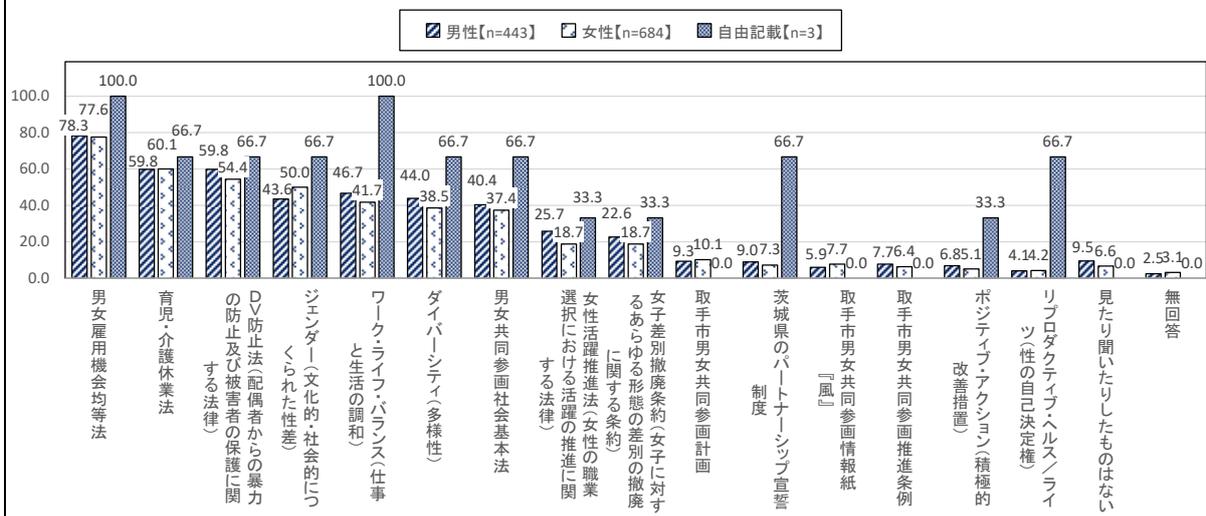
(1) 男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度

問 35 以下の言葉や施策等の中で、あなたが見たり聞いたりしたものはありますか。
(〇はいくつでも)

【n=1,134】



<男女別>



男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度をみると、全体では「男女雇用機会均等法」が77.9%で最も高く、以下、「育児・介護休業法」(60.1%)、「DV防止法」(56.6%)、「ジェンダー」(47.5%)、「ワーク・ライフ・バランス」(43.8%)、「ダイバーシティ」(40.7%)などが上位に挙げられている。一方、7.8%は「見たり聞いたりしたものはなし」と回答している。

男女別にみると、男女共同参画に関する言葉や施策等の認知度について、男女差はそれほど大きくない状況がうかがえる。

○取手市男女共同参画推進条例

平成17年1月4日

条例第1号

改正 令和4年3月18日条例第7号

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第9条～第20条）

第3章 取手市男女共同参画審議会（第21条～第23条）

第4章 雑則（第24条）

付則

日本国憲法は、個人の尊重と法の下での平等を定め、性別によって差別をしてはならないことをうたっている。これを踏まえ、取手市は、男女が互いの人権を尊重し、認め合い、互いに協力し合う男女共同参画社会の実現に向けた基本計画を県内でもいち早く策定し、施策の推進に向けて様々な取組を行ってきた。特に、子育て支援についての取組は早くから推進してきたが、多様な生き方が可能になる社会の達成には、依然として解決すべき多くの課題が残されている。

取手市は、首都圏近郊都市として、世帯数の増加傾向も見られるが、特に、核家族の割合が高いという特徴もあり、出産や子育てを期に仕事を断念する女性も少なくない。また、男性の遠距離通勤、長時間労働等によって、家事、育児、介護等の家庭生活への参画が充分にはできていない。性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会的慣行も根強く残っており、真の男女共同参画社会の実現には、なお一層の努力が求められる。

今後、少子高齢化、国際化、情報社会の急速な進展により家庭、地域、社会が大きく変化していく中で、全ての市民が安心して暮らし、そして、取手市の地域の特性を生かした男女共同参画社会の実現に向け、全ての人が平等で生き生きと暮らすことができる活力ある取手を築くことを目指し、市、市民及び事業者が一体となった取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同

取手市男女共同参画推進条例

参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2)積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3)性別 生物学的な性別及び社会的又は文化的に形成された性別をいう。
- (4)性別等 性別、性自認（自己の性別についての認識をいう。）及び性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）をいう。
- (5)ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又は当該関係にあった者に対する身体的、性的、心理的、社会的又は経済的暴力をいう。
- (6)セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応に起因して当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (7)事業者 市内において事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進は、社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動に対して及ぼす影響について、できる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されるよう行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活以外の活動を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、国際的な理解及び協力の下に行われなければならない。

取手市男女共同参画推進条例

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策と位置付け、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、国、他の地方公共団体、市民及び事業者と連携を図りつつ協力して取り組むものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら積極的に参画するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女が共同して参画することができる機会の確保及び体制の整備に積極的に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別等による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、性別等を理由とする差別的取扱い及び人権の侵害を行ってはならない。

2 何人も、個人の尊厳を踏みにじるドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントその他の性別等に係るハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、セクシュアル・ハラスメント等性別等を理由とする偏見及び差別を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第9条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画の策定をしようとするときは、取手市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映するように努めなければならない。

3 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

取手市男女共同参画推進条例

4 前2項の規定は、男女共同参画計画を変更する場合について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

(教育における男女共同参画の推進)

第11条 市は、学校教育及び社会教育において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

(生涯にわたる健康への配慮)

第12条 男女が互いの性を理解し尊重するとともに、妊娠、出産について相互の意思が尊重されること及び生涯を通じた男女の健康に配慮されるよう、市は、教育と啓発に努めるものとする。

(情報の収集及び分析)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び分析を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、男女共同参画計画に基づく施策の推進状況を明らかにする年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第15条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

(市民及び事業者の自主的な活動の支援)

第16条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第17条 市は、男女共同参画の推進について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報活動等その他適切な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 市は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(積極的改善措置の実施)

取手市男女共同参画推進条例

第19条 市は、男女共同参画の推進のため、市の人事管理及び組織運営並びに政策決定の機会等において、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のため、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

（苦情等の処理）

第20条 市民又は市内に通勤し、若しくは通学する者は、男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は相談その他の意見（以下「苦情等」という。）を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情等の申出があったときは、関係機関との連携を図り、適切かつ迅速に対応するものとする。

第3章 取手市男女共同参画審議会

（設置等）

第21条 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、取手市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項に関して調査審議するとともに、必要に応じて市長に対し建議することができる。

(1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項及び重要事項に関すること。

（組織）

第22条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 前項の委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、同項に規定する委員の総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者

(2) 関係機関又は団体から推薦を受けた者

(3) 市民

（任期）

取手市男女共同参画推進条例

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている取手市基本計画女と男ともに輝くとりでプランについては、第9条第1項に規定する男女共同参画計画を策定するまでの間、同項の男女共同参画計画とみなす。

付 則 (令和4年条例第7号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

○取手市男女共同参画推進条例施行規則

平成17年1月4日

規則第1号

改正 平成17年3月25日規則第78号

平成18年3月31日規則第22号

平成19年8月27日規則第56号

平成20年3月31日規則第17号

平成26年3月18日規則第12号

令和4年9月2日規則第40号

(趣旨)

第1条 この規則は、取手市男女共同参画推進条例（平成17年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情等の申出)

第2条 条例第20条第1項に規定する苦情等の申出をすることができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学する者

(2) 営利を目的にするか否かを問わず、市内において事業所を有して事業活動を行う個人及び法人その他の団体

2 前項に規定する申出は、苦情等申出書（様式第1号）を市長に提出することにより行うものとする。

(苦情処理員)

第3条 条例第20条第1項の規定により申出のあった苦情等进行处理するため、取手市男女共同参画苦情処理員（以下「苦情処理員」という。）を置く。

2 苦情処理員は、3人以内とし、人格が高潔で、男女共同参画の推進に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

3 苦情処理員の任期は、2年とする。ただし、補欠の苦情処理員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 苦情処理員は、再任されることができる。

(苦情処理員の職務)

第4条 苦情処理員は、次に掲げる職務を行う。

(1) 条例第20条第2項に規定する関係機関と連携を密にして、速やかに対応処理を行うこと。

(2) 苦情等に係る調査を行い、当該関係者に対し、助言、是正の要望等を行うこと。

2 苦情処理員は、それぞれ独立して前項の職務を行うものとする。

3 苦情処理員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(調査しない申出)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事項に係る申出については、調査しないものとする。

(1) 判決、裁決等により確定した事項

(2) 裁判所において係争中の事案及び行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項

(3) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）その他の法令の規定により処理すべき事項

(4) 議会に請願又は陳情を行っている事案に関する事項

(5) 年度内に同一人が行った同一申出に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、苦情処理員が調査等を行うことが適当でないとして市長が認める事項

2 市長は、前項の規定に該当する場合においては、申出について調査しない旨及びその理由を苦情等申出調査対象外通知書（様式第2号）により当該申出をした者に通知するものとする。

(苦情等処理の通知)

第6条 市長は、苦情等の申出への調査及び処理を行ったときは、速やかにその内容を苦情等処理通知書（様式第3号）により当該申出をした者に通知するものとする。

(関係機関との連携)

第7条 条例第20条第2項に規定する関係機関とは、次に掲げるものをいう。

(1) 人権相談、法律相談、取手市ドメスティック・バイオレンス相談、行政相談その他の市における相談業務を実施している機関

(2) 茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関

(審議会)

第8条 条例第21条第1項に規定する取手市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
（審議会の会議）

第9条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、原則として公開する。ただし、出席した委員の過半数が必要と認めるときは、当該会議の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

（オンライン会議システムによる会議の開催等）

第9条の2 会長は、次に掲げる場合に該当するときは、映像と音声の送受信により出席者の状態を相互に認識しながら通話することができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）を活用した会議を開くことができる。

- (1) 災害の発生、感染症のまん延等やむを得ない理由により審議会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認める場合
- (2) 公務、疾病、看護、介護、出産、配偶者の出産補助、育児、忌引、災害その他やむを得ない理由により審議会を開会する場所への参集が困難な委員からオンライン会議システムを活用した審議会の開会の求めがある場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認める場合

- 2 前項の場合において、委員は、オンライン会議システムにより会議への出席を希望するときは、あらかじめ会長の許可を得なければならない。
- 3 前項の規定により会長の許可を得て会議に出席した委員は、会議に出席したものとみなす。
- 4 前3項に定めるもののほか、オンライン会議システムを活用した会議の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

取手市男女共同参画推進条例施行規則

(審議会の委員等)

第10条 条例第22条第3項第2号に規定する関係機関又は団体とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 男女共同参画の推進に寄与すると認められる団体
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める機関又は団体

2 条例第22条第3項第3号に規定する市民とは、市内に住所を有し、又は市内に通勤する18歳以上の者をいう。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成17年規則第78号)

この規則は、平成17年3月28日から施行する。

付 則 (平成18年規則第22号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成20年規則第17号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年規則第12号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (令和4年規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

＜取手市男女共同参画苦情処理体制フロー図＞

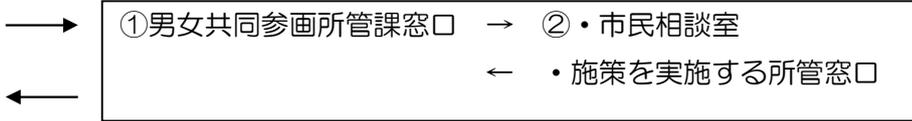
対象：市民（市内在住者、通勤者、通学者、事業者、市民活動団体）

範囲：①市が実施する男女共同参画に関する施策について

②市が実施する男女共同参画に影響を及ぼすとみられる施策について

●＜市が実施する行政施策＞

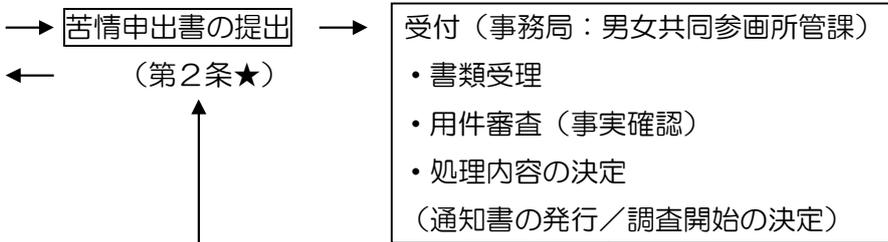
ア、相談のみで解決する場合



国県施策

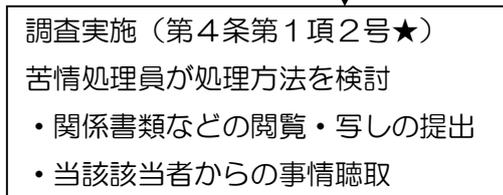
国：内閣府男女共同参画局、行政評価局、法務省、厚生労働省・茨城労働局雇用環境均等室
 県：女性活躍・県民協働課、県苦情・意見処理委員会、労働政策課

イ、相談を踏まえて苦情申し立てをする場合



通知（連絡）

市の機関（施策担当課）
当該関係機関



通知（完結）

非該当 (第5条第2項★)
「対象外通知」

調査の終了

通知（完結）

調査結果
 ・処理通知書の送付（事務局）
 ・必要があると認めるときは助言・是正の要望

助言・是正の要望

苦情処理通知書 6条★

●＜申し出の苦情が、施策についての苦情より人権侵害の事案として取り扱う方がよいとき＞

←＜より専門的な知識をもった機関が他にあるとき＞

引継・助言・紹介

★取手市男女共同参画推進条例施行規則

市民



令和6年度（令和5年度実施分）
第四次取手市男女共同参画計画 年次報告書

発行 取手市

〒302-8585 取手市寺田5139番地

TEL 0297-74-2141

FAX 0297-73-5995

E-mail s-shien@city.toride.ibaraki.jp

ホームページ <https://www.city.toride.ibaraki.jp>

編集 取手市 市民協働課